

1. 平成23年第2回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成23年3月22日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	19番	美谷添生
20番	田中和幸	21番	金子智孝

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

18番 森藤雅毅

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	蓑島由実	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	山下正則	消防長	川島和美

郡上市民病院
事務局 長 猪 島 敦

国保白鳥病院
事務局 長 日 置 良 一

郡上偕楽園長 牛 丸 寛 司

郡 上 市
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 池 場 康 晴

議会事務局
議会総務課長 羽田野 利 郎

議会事務局
議会総務課長
補 佐 河 合 保 隆

◎開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。

議員各位には、連日の出務、御苦労さまでございます。一般質問から4日あきましたけど、きょう2日目ということでよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の欠席議員は、18番 森藤雅毅君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

(午前 9時31分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には14番 渡辺友三君、15番 清水敏夫君を指名をいたします。

◎一般質問

○議長（池田喜八郎君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いをいたします。

それでは、初日の村瀬弥治郎君の質問、内ヶ谷の質問でございますが、市長さんの答弁で金額につきまして訂正がありますので、この発言を許可いたします。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 初日の村瀬弥治郎議員の内ヶ谷ダムに関する御質問の中で、私、答弁の中で総事業費の数字を見間違えておまして、そのときに総事業費370億円とどうも発言、発音したそうでございまして、340億円と訂正をさせていただきたいと思えます。総事業費340億円で平成22年度までに179億円投資をされていると。その340億円と申し上げるべきところを370と言ったようでございますので、おわびして訂正させていただきます。

○議長（池田喜八郎君） よろしくお願いをいたします。

◇ 田 中 和 幸 君

○議長（池田喜八郎君） それでは、20番 田中和幸君の質問を許可いたします。

20番 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） 皆さん、おはようございます。

まずもって、東北関東の大震災に遭われた方々に、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして私の質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、白鳥町の古墳、これを開発から守りたいということで質問をさせていただきますが、今開発されておるということではありませんけども、そういう可能性があるということにおいて、前提において質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

現在、郡上市には幾つかの古墳がある中で、中津屋地区、白鳥町の中津屋地区ですが、そこにある西ヶ洞古墳という白鳥町史によりますと、7世紀後半のものであると記されております。その中の2号古墳・1号古墳、2号古墳とあるんですが、そのうちの2号古墳は、全部で8カ所あり、そのうちの1カ所は道路工事のために35年ほど前に掘り返されております。当時の白鳥町史発刊に大変寄与されました、今は亡き坪井市次郎先生が、そのとき名古屋大学考古学研究室に依頼されて、西ヶ洞古墳群の調査が行われましたが、美濃須恵器のそれに類似した焼き物が発見されております。西ヶ洞2号古墳は、間違いなく7世紀後半のものであると白鳥町史にも記されております。

また、1号古墳については、大正年間、八幡町の塩田健蔵さんという方によって発掘され、状況や出土遺物については記録は残されていない。坪井先生が白鳥町史発刊に当たり説明されたことを、私は今でも思い出しております。

当時、私は、白鳥町の歴史に特別に興味を抱いておりましたので、よく覚えておりますが、残りの7個は現在でも1カ所に集中した古墳群として顕在でこれが残っております。

しかし、これらの山林は、個人の所有でどうすることもできませんが、最近この土地の立木が伐採されまして、非常によく目立つようになりました。私ながら心配をしております。これを保存するためにも、この山林を購入して市で管理するようなことはできないでしょうかということですが、大変見通しがよくなりましたので、伐採されて、ほっておけばだれかに掘り返される可能性が現在は十分にあります。貴重な古墳を保存するために何とかいい方法はないかということを質問いたします。お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

青木教育長。

○教育長（青木 修君） おはようございます。

それでは、今御質問がございました遺跡、それから遺構の保存のための買い取りのことについてお答えをさせていただきます。

まず、これまでのケースで保存あるいは整備のために買い取りが必要であった場合ということですけれども、工事あるいは調査の最中にこれまでにないような遺構といったもの、あるいは遺跡発

見をされた等で、その後の保存あるいは整備のために行政が周辺の土地も含めて買い上げるという、そういった場合がございます。

今までの例を申し上げますと、市内でいいますと、後に国の名勝に指定をされました東氏のやめた跡の庭園がそれに当たります。

それで、開発と遺跡の保存の関係なんですけれども、通常地中に残っております埋蔵文化財というのは、一度掘り返してしまいますと、もうそれはもとに戻すことが不可能になりますので、できるだけさわることなくそのまま残すといったことが基本となっています。ただし、調整を重ねてもやむを得ず開発をしなければならないと、こうした場合には緊急の調査を行って遺跡の内容を明らかにした上で、工事を着手するということになりますが、御説明がありました西ヶ洞遺跡あるいは西ヶ洞古墳群ですけれども、そこは東海北陸自動車の建設に伴って、平成5年から平成6年の間に県の文化財保護センターによって発掘調査をされて、そして調査報告書が発行をされております。

お話があったように、西ヶ洞古墳の中でいいますと、1号墳、2号墳というのは大変よく知られておりますけれども、須恵器ですとか、あるいは石室が発見をされていまして、大体7世紀をさかのぼるのではないかというふうに言われておりますが、新たに5基の古墳も発見をされていると。ただ、該当地区の古墳につきましては、今お話のあった部分ですけれども、これはかつてはそのあたりは3号墳というふうに言われておりましたけれども、ちょうど東海北陸自動車道の工事のために調査したところと尾根が一つ違いまして、その部分が2号墳の場合はA地区、1号墳のところはB地区と言われていましたけれども、今回の新たに調査された時点でかつて3号墳とされていたところはC地区というふうにされまして、工事の影響もなかったということで、調査の対象からは外されております。

それで、ただ目視でも大変しっかりとした9基の古墳が残っておりまして、現時点で所有をされている方ですとか、あるいは地元の皆さん方がその古墳群が存在しているということも認識している方ですとか、これは大切に残していかなければならないものであるという思いを強く持っておみえになりますので、まずはそのことを大事にさせていただくということが基本になってくるのではないかなというふうに思います。

それで、今後の問題ですけれども、伐採が非常に進んだり、あるいは該当地区のところまで開発が進むといった、そういった可能性がある場合にはその全体の調査も含めて保存の方法について検討していくということになるかというふうに思っております。

以上です。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ありがとうございます。

それでは、次の質問をいたします。

次に、長良川鉄道の廃止要望はということですが、私は昨年6月の一般質問の中で、長良川鉄道白鳥・北濃間は、地元から廃止の要望が強く打ち出されていますということで質問をいたしました。白鳥駅前開発にも大きく影響してくるので、早急に廃止してほしい旨を地元からの要望として申し上げました。このことについて、市長さんはどう考えておられるかを私は質問しましたが、そのときに市長は、長良川鉄道の経営をるる説明された後に、真剣に検討していきたいと考えていると説明をされました。

しかし、真剣に検討をされたことをまだ聞いていないうちに、私の心配する白鳥駅前開発に係る踏切工事が23年度工事で計画されております。このことについて、全国の鉄道廃止路線を見るときに、地元から存続の要望があっても廃止の要望は余り聞いたことがありませんが、しかし、白鳥町ではその逆で廃止してくれという要望をされております。通常なら前市長から引き継ぎがあるはずですが、前回の答弁では要望を受けたことがないと答弁されております。私はこの工事について、白鳥町のまちづくり事業として重要な路線であることは十分わかっておりますので、決してこのことについて反対するものではありませんが、地元の要望など考慮した中で進めてほしいということを思います。

質問として、私の前回の質問で、市長さんは、住民とのコンセンサスがあるのか、もう少しいろいろな意見を聞いてみたいと、このように答弁されておられますが、既に踏切工事が計画されておりますので、どのようなコンセンサスがあったのか、その辺の内容についてどんなものであったのかをお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思っております。

ただいま田中議員の御質問にもございましたように、確かに昨年6月議会で御質問をいただきまして、長良川鉄道の特に存廃という問題について、白鳥以北をまず第1段階としてという行革委員会のそういう御意見、提言もいただいておりますので、そのことについて真剣にいろいろと検討をしたいと、あるいはまた地元の皆さんの声も聞きたいということは申し上げました。

しかし、22年6月時点で、私自身はそのことと白鳥第1踏切の踏切移設、踏切工事については、既に平成22年の当初予算で債務負担行為として出し、その一部は予算化を、22年度の当初予算で既にお出しをしているものでございまして、踏切工事と白鳥以北の問題とは必ずしもリンクしていないという意識でお答えをしております。

と申しますのは、普通私も考えますと、白鳥以北の廃線といいますか、そういうことをした場合に、今回のあの白鳥の道路の整備で踏切移動にしないでいいのではないかという考え方、確かに御指摘のようにあろうかと思っております。しかし、今回の移設をする場所は、白鳥の駅の中心部から100

メートルしか距離がございません。したがって、いろいろと私どもも協議をいたしました。私もいろいろ何とか安くできないかということで協議をいたしました。一つは今回のように道路を駅のほうの近くに移設をいたしますと、今までは、現在の踏切はいわば上り下りの2線で踏切ができております。しかし、駅へ今回の道路は相当近くなってきているものですから、ラッセル車が入る線路と、それからもう一つ列車を格納する線路が余分に加わってきまして、全部で線路が4本のところを道路が横断しなければならないと、こういう状態でございましたので、これを何とか踏切の工事費も高くなるし、それから踏切をつくった場合も4線が場合によったら行き来をするという、踏切をつくることは年間の維持費等についても大変なことになるということで、今回のラッセル車の線路と、格納庫のほうの線路を整理して、八幡の側のほうから入るような形にして、従来の踏切と同じ2線で道路が横断できるようにという工夫をしたわけでございます。

このことは、国のほうもやはり、交通運輸当局のほうもやはりそのほうが望ましいという御意見もあったようでございますので、そうさせていただいたんですが、先ほども申し上げましたように、仮に、仮に今後白鳥・北濃間の線路を廃止するとしても、今回非常に駅に近くなってきたあの道路の踏切を廃止するということは、列車がおおむね80キロ、あるいは50キロで入ってまいりますので、その制動距離、加走、もし万一よく行き過ぎることがありますけども、そういう形で運転手に何らかの例えば体調の事故があったりなんかして、運転がきちっと、制動ができない場合には、80キロでもし入ってまいりますと、約369メートルの行き過ぎる区間をとらなければいけないと、仮に45キロで入っても102メートルと、50キロで入りますと優に今の踏切の地点を行き過ぎてしまうと、列車が、ということで、どうしても鉄道の踏切というものをなくしてしまうということは、今後、将来どういう形になるにしてもできないということでございました。

そういうことで、その問題はその問題として23年度までにまち交による道路の整備をやらなければいけないので、今日のような形をお願いをしたということでございます。

また、今後、仮にまた廃止をしたとした場合も、ちょうど北濃側のほうに線路の切りかえポイントがございます。したがって、上下線列車を入れかえしなきゃならないというような場合が想定されます。例えば、二両編成で白鳥駅で停車していた列車のうちの前の車両が、例えば何らかの形で故障して動けなくなったというような場合に、もし今の踏切道のところで電車を、線路を廃止してしまった場合には、閉じ込められてしまって外へ出ていけなくなっちゃうんで、今の北濃側のところの切りかえポイントまで行って切りかえて出ていくというようなことも必要だと。そういうようなことで、列車の運転の安全の保安上の理由、あるいはただいま申し上げたようなことで、今回の第一白鳥踏切の工事は必要最小限、あの程度の鉄道としての踏切としては残さざるを得ないという判断に基づいて実施をしているものでございますので、その点については御理解をいただきたいというふうに思います。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ありがとうございます。

必要性についてよくわかりました。

それでは、次の質問を行います。白鳥中学校のスクールバスの運行についてを質問いたします。

白鳥中学校の新築工事は順調に進んでいるようですが、さらに、つけかえ道路も入札が終わって工事に着手されたようではありますが、さて、スクールバスについては、中学校の敷地場内を決めるときにいろいろと意見があった中で、皆さん御存じのとおりいろいろ反対もあつたりして、一時少しもめたこともありましたが、今までは道路事情により校門までスクールバスを乗り入れることができなかったが、今度は道路改良により新校舎の校門まで乗りつけられると、そういう説明があり、その説明によって現在の敷地に反対された人たちに理解を求めた経緯があります。

しかし現在、校長先生を初めとして学校側の考え方は、現行どおり為真地内の県道までで、校門までは乗り入れはしないと、そのような方針と伺っております。このことについて、何か事情があるのならば私はだめだとは言いませんが、なぜそういうことにされるのか、事情、目的あるいは特別な学校の方針などがあるのかをお聞かせいただきたいと思います。その辺のところをひとつよろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） お答えをさせていただきます。

今現在、建設中の白鳥中学校につきましては、御承知のとおり平成24年の4月から新しい校舎棟を使用していく予定でございます。今お話のございました市道中学校線につきましても、それにあわせて校門付近まで改良されて、大型バスの乗り入れも可能になる状況には、そういう環境になっていくというようなことを申し上げたことはございます。

中学校の場合、スクールバスが利用できますのは、基本的に学校から自宅までの距離が4キロメートル以上というふうに設けてございます。また、バスの運行につきましては、いろんな地域ございますので、そういった地域の事情を考慮しながら、学校と教育委員会と検討協議して決定をしているところでございます。

今回の白鳥中学校のスクールバスの運行につきましても、これから2つの視点から検討協議をしていきたいというふうに考えてございます。第1には、生徒の登下校の安全ということはもちろんのところでございます。一つの視点としましては、スクールバス以外の方法で通学しております生徒さんの気持ちとか意識なんかについても、これは配慮していきたいなという考えはございます。今現在の中学校の、白鳥中学校の場合でございますが、徒歩通学者が一番多くございまして、約40%が徒歩の通学となっております。それから、自転車通学の生徒が約30%、それからレールバ

スでの通学が約10%でございまして、この生徒たちも白鳥の駅から約1キロメートル前後あるかと思いますが、徒歩通学をしております。そして、スクールバスの通学の生徒につきましては約20%でございまして、現在は約二、三百メートル校舎下付近で降車をしまして、そこから徒歩通学を行っているという現状でございます。

このように通学につきましては、さまざまな方法で登下校をしております。こうした生徒の中でスクールバス以外の方法で通学をしている生徒たちが多数おるわけでございますが、そういった子どもたちの気持ち、意識にも配慮をしていく必要があるというふうの一つは考えてございます。

それからもう一つの視点でございますが、生徒たちの体力の増進維持という視点でございます。全国的に体格は大きくなりましたけども、現在の子供たちは体力不足だということが懸念をされてございます。

そういった中で、以前までは学校までスクールバスを乗り入れておりました和良小学校あるいは和良中学校の児童・生徒につきましては、体力、とりわけ持久力が低下しているということから、平成20年度から約1キロ手前で降車をしまして、徒歩で通学しているという現状がございます。和良中学校はこの4月に西和良中学校と統合をしまして郡上東中学校ということになるわけでございますが、統合をしましてもこの方法は継続されていくということでございます。そういったことから、体力不足を少しでも補っていかうという考え方がございます。

今回質問のスクールバスの運行につきましては、まず生徒の登下校の安全は第一でございますが、そういった視点にも目を向けながら学校と十分検討協議をさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ありがとうございます。

それで、生徒の安全ということ考えた場合には、校門まで乗りつけたほうが絶対これは安全、しかし、健康ということ考えると、またやっぱり歩いたほうがいいかなと、やっぱり両面あると思いますけども、最初の校舎の敷地を決めるときにいろいろないきさつがあつて、校門までバスが入れるからというような、そういったことがありましたので、そういったことも含めながら、まだ開校するまでには日にちがありますので、いろいろ考慮した中で検討をしていただきたいと思います。

これは要望だけですが、以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（池田喜八郎君） 以上で田中和幸君の質問を終了いたします。

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、9番 古川文雄君の質問を許可します。

9番 古川文雄君。

○9番（古川文雄君） 皆さん、おはようございます。

まずもって、このたびの東北関東大震災によりまして、亡くなられました方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災をされました皆様方にお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、郡上市におかれましては、早速、災害支援対策本部を設置いただきまして、消防隊の派遣を初め各種の支援に御尽力を賜っておりますことに対しまして、心より感謝を申し上げる次第でございます。また、美並町におきましては、先週来、福島原発の避難民の方々7名が現在美並町で避難をされておる状況でございます。

それでは、議長さんから発言のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

1点目でございますけれども、少子化・人口増加対策でございます。

このたびの国勢調査によりますと、郡上市の人口はこの5年間で約3,000人が減少をいたしておるといふふうに聞いておるところでございます。ことしの成人式の対象者は593人だったと思えますけれども、20年前と比較をいたしますと、最近の郡上市の出生状況は、その約半分の約300人強の人数に減少しておるといふような状況だといふふうに思っております。

このままではさらに人口の減少が進むことが推測されまして、地域の活力を低下することもあり、市の重要な課題であるといふふうに思っております。

このように少子化がますます進行する中、今までも取り組んでいただいておりますところでございますけれども、人口増加対策として、結婚支援や子どもを産みやすい、育てやすい環境づくり等積極的に進めることが重要であるといふふうに思っております。

特に少子化の原因の第一に、結婚支援が考えられるのではないかといふふうに思います。近年、結婚年齢が、以前と比べますと晩婚化が進んでおります。このたび国勢調査も行われまして、30歳代以降の市内の地域別の未婚率はどのような状況にあるか、お尋ねをいたします。

お隣の美濃市におきましては、ことしの4月から健康福祉部において婚活課が設置され、きめ細やかに取り組もうとされたといふふうに聞いておるところでございます。郡上市におきましても、市民協働はもとより、行政主導で強固な組織体制を確立し、市挙げて積極的に取り組んでいく時代だといふふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

また、結婚相談員の市委嘱の方々、商工会、相談員の方々が結婚相談活動に格別の御尽力を賜っておりますことに対しまして、心より敬意と感謝をいたしておるところでございますが、年代層別の相談員の増員等が市民の多くの方々から意見も寄せられておるところでございます。この広い郡上市を対応いただくには現在活動いただいている相談員の方々を中心としまして、サポートいただ

ける方をぜひとも増員をいただきたいが、いかがでしょうか。

私ごとではありますけれども、我が家は現在10人家族で暮らしておりますけれども、最近では若い世帯のみが同居するのではなく、アパート等を借りて分かれて住まれている傾向にあります。市内南部の住宅は、ほぼ満タンの状況にありまして、このままですとさらに美濃市、関市へ居住地が流出してしまうわけでございます。住宅確保等若い世帯が住みやすい環境整備が必要になると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

このような状況を踏まえ、今まで以上に積極的かつ、きめ細やかな支援策が急務と考えられますけれども、少子化・人口増加への主な施策、事業はいかがでしょうか。この件につきまして、今回私としましては、数年前に一般質問を行いまして市民の皆様方から要望の声も多くありまして、2回目の要望質問であります。

また、去年は田代議員さんも結婚相談員の増員等につきましても要望されておるところでございます。

以上、踏まえていただきまして御答弁を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

御指摘にもありましたように、郡上市の人口が昨年10月行われました平成22年の国勢調査で、5年前と比べて2,994人減少をしたということについては、本当に私も憂慮すべきことというふうに考えております。そして特に、最近の5年間の減少の原因の大きなものは、自然増減、出生と死亡の差による減少のウエートが高くなっているということが言えるかというふうに思います。

そうなりますと、もちろん社会流出超過を防ぐのも大きな課題であります。御指摘にありましたように、できるだけ郡上市で生まれ育つ子どもをたくさんつくることが大切であろうかというふうに思います。そして、そうなりますと、そういう子どもさんが生まれる状況、あるいは子育てをしやすい環境をつくっていくということが必要であり、結婚促進ということについて結婚支援、あるいは結婚促進について私たちも大いに努力をしなければいけないというふうに思っております。

まず第1点、数字のお尋ねがございましたけれども、市内における、特に御質問の趣旨はお若い方の地域別の未婚率はどうかということでございますが、統計調査の関係から少し一定の年齢層を絞って、そして未婚であるかどうかという旧町村別、地域別の未婚率というのはちょっとデータの関係でなかなか出にくいようございまして、配偶者を有するか有しないかという15歳以上の方の、これは15歳以上ですからずっとお年はずっと最後上限までいくわけですが、そういう形での地域別の有配偶率というものを見ますと、郡上市、これはそしてまた平成22年は国勢調査が行われて

おりますが、まだ細かいデータが出ておりませんので、こういうデータはちょっと平成17年の国調に頼らざるを得ないんですが、平成17年の国勢調査でいいますと、郡上市の配偶者を有しない方の比率は、まず平均でいいますと、この前もこれは御質問にお答えしたかと思いますが、15歳以上という形で見ますと、男性が平均で23.3%の方が配偶者を有していない、女性の場合は14.4%というのが平均でございます。ざっと見ますと、八幡、大和、白鳥、高鷲のあたりはほぼ全市的な平均値と余り変わりません。

逆に高いのは、明宝、和良については、例えば男性、女性ともに配偶者のない比率が若干低いようでございますが、美並町につきましては、配偶者のない比率が男性が30.1%、女性が19.2%ということで、ちょっと郡上市全体の平均からすると配偶者のない方の比率が優位に目立って、ちょっと美並町の場合は高いという実態が出ておりますが、これが若い層でどの程度の地域差があるかということとはちょっとわかりませんので、御了解をいただきたいと思っております。

この前お答えした年齢層を限っていうと、35歳から49歳という8,272人の男女、8,272人の未婚率でいいますと、全市では未婚率が21.4%、男性がですね、それから女性が7.6%という比率になっておるとおるところでございます。

こういうことで、でき得る限り結婚というのは一生の問題でもございますし、また幸せな家庭を築いて次の世代を担っていただく若い世代に恵まれるというのは、私は一つの幸せな姿であるというふうに思います。そういう意味で取り組んでおるところでございます。先ほど行政の場で婚活課というような組織をつくってやっておられるところもあるということでございますが、郡上市の場合は前々から申し上げておりますように、結婚相談事業という形で市の委嘱している結婚相談員5名、それから商工会のほうでやっていたりしている7名の方、こういう方々に連携をとってやっていたりしておるところでございます。

新年度からこの結婚相談員のほうを1名増員をさせていただきたいというふうに思っております。それから、各振興事務所長を結婚促進問題にサポートをしてもらうために、各振興事務所長にも結婚相談の支援員という形で任命をいたしまして、いろいろな市民の皆さんからの情報をこの結婚相談員に伝えていただくとか、いろいろと一役買ってもらうというふうに思っております。

こういう方式でやっておりますけども、郡上市の場合に平成21年度で成婚数が14組、それから平成22年度今年度は、2月まででございますが8組成立をさせております。この成立件数は、全国的に見ても、行政とこういう皆さんと一体となって取り組んでいる中での成婚数としては、かなり高いというふうに自負をいたしております。全国からいろんなところでどういうふう実際にやっているんだということを視察に来られて、調査に来られたりしておりますので、私は今の方法ですらに充実をさせていきたいというふうに思っております。

御提言のございました、もう少し情報を提供していただく方とか、サポートをしていただく方の

すそ野を広げる必要があるかもしれませんが、これはこれからの問題としてさらに検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、住宅の問題というのがございました。確かに結婚をするということで、住みやすい住居があるということは大事だと思います。現在いろいろな住宅の制度、市産材の利用ということも絡めての、例えば上限50万とかそういう支援をしておりますので、こういうものを若い方にも使っていただきたいと思っております。

なお、さらに一層住宅対策というのをどうするかということについては、検討してまいりたいと思いますが、例えば白鳥住宅なんかについても、若い人たちの住宅として大いに活用してもらおうようにこれまで提供してきたところです。今回は地震対策ということでちょっと別の活用をしようと思っておりますけども、そんなところでございます。

それから、子育ての環境の整備ということでは、いろいろと子育て支援センターを通じたソフトのいろいろな若いお母さん方に対する支援であるとか、あるいはこれまでとっております中学生までの医療費の無料化であるとか、あるいはそのほか健康を守るためのいろんな予防接種の拡充であるとか、そういうようなことをやってまいりたいと思っておりますし、それから子ども手当というものができたわけなんですけれども、郡上市は郡上市として独自の3人目からのお子さんに対しては、市単独で子育て支援のお祝いと今後よろしく願いますという意味で、3人目10万円、4人目15万円、5人目以降20万円というようなそうした支援金を用意いたしておるところでございますので、こうしたものを活用していきたいというふうに思っております。

とにかく結婚促進というのは非常にデリケートな問題でもあり、行政のかかわり方もなかなか一生懸命やっても限界のあるところもございますが、今後とも大切なことでありますので、懸命にやってみようというふうに思います。

(9番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 古川文雄君。

○9番（古川文雄君） 細部にわたりましてお話いただきましてありがとうございます。

今市長さんのお話にもありましたように、早速今年度4月からは、振興事務所長さんに格別の御配慮と責任をとりますか、普及をとということで御答弁いただきまして、大変ありがとうございました。

いずれにしても、今市長さんのほうからもお話ございましたように、結婚推進というのは大変プライベートな個人情報でもあるわけでございますし、慎重に扱う面は当然あるわけでございますけども、今言っていただいたようなすそ野を広げるということを含めまして、広い郡上市でございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思いますし、住宅で今白鳥の話をいただきましたけども、やはり郡上市は広いがために南部地域から、ほなら白鳥に行つてということになりますと、

大変交通の便等とのこともございますので、その辺もまた御検討を賜りたいなというように思います。

また、あわせて、せっかく今の住宅のリフォームの御答弁をいただいたところでございますけれども、今せっかく郡上市としては住宅リフォームの関係で御配慮いただいているわけでございますけれども、ぜひともこれにつきましては、先ほども一緒に住まれる方が少なくなったということをおあわせて、一つとして住宅リフォームを大いに活用いただきますとともに、その中でまた特例としまして、結婚をされる方の特例として特別枠で助成の枠を広げていただきますとか、また住宅リフォームの、住宅の改造とか、もう一つは同じ敷地内に増築をいただくと、若い者用の、そんなことに対してもぜひともリフォームの中に特例で結婚促進というようなことも御配慮いただけるとよりありがたいなということを希望して、この質問を終わりたいと思いますので、どうかそれとあわせて、現在の相談員さんの手当ての面におきましても、今以上に頑張ってくださいいておりますので、御配慮いただけるとありがたいなということを申し上げまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

それでは、2点目の質問に入らせていただきますけれども、自治会と公民館の連携強化への公民館体制のあり方についてを質問させていただきます。

市の後期基本計画が昨年来作成されまして、現在最終調整が行われておるところでございますけれども、今回の計画策定に当たりまして、関係各位の御尽力に心より感謝をいたしておるところでございます。

後期計画の重点事項の中に、自治会や公民館等が連携し、地域の将来像を描き、その実現に向けて自立型コミュニティーを形成していくと記されておるところでございます。21年度より新公民館体制7地域館26地区館の新公民館体制にて移行されております。八幡、白鳥地域は、以前と同じ体制で運営をされておりますけれども、その他の地域は自治会単位の分館活動から、おおむね小学校校区単位の地区館へと移行されております。この2年間の取り組み経過を踏まえ、どのように評価をされているでしょうか。

新公民館体制で自治会と公民館が連携をとり、地域の自立型コミュニティーを推進していくには、今までの体制では大変懸念をしておるところでございます。基本的には、理想論的には、1自治会1分館が望ましく、23年度予算におきましても、自治会と公民館の連携を踏まえた予算も計上されておるところでございます。自治会との連携、市民協働を推進するには、今こそ公民館組織体制のあり方の早急な検討、見直しの必要性を感じますが、いかがでしょうか。

また、今後、市職員さんもさらに削減が進められまして、地域教育課の統合等も予測をしますときに、八幡地域には地区公民館に専任主事さんが置かれておりますけれども、市内他の地域も八幡地域と同じような組織、体制が望まれ、必要性を強く感じておりますが、今後、公民館専任主事の設

置方向はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、よろしく2点目お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、公民館体制について、まず、新しい公民館体制が目指しているものという、公民館の体制を改めた目的についてお答えをし、次に現状をどのような今活動の状況であるかということ、そして最後に御質問の趣旨を踏まえながら、今後の公民館体制の改善点等についてお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、新しい公民館体制が目指しているものということですが、地域社会に住む人たちが徐々に少なくなってきました、それだけではなく、人々の結びつきが薄れていくと、こういった現状の中で、社会の変化に少しでも対応をして生涯学習ですとか、あるいは地域の活動などが実施ができる組織、そして規模ということを考えました。

具体的に申し上げますと、一つは、だれもがいつでも身近に生涯学習に参加ができるように、集まりやすい小学校区という活動の規模を単位とした公民館活動ができるようにしたことが一つでございます。

それからもう一つは、地域行事や地域の活動に参加する人も徐々に減ってきておりますので、ある程度の人数で活動ができるような集まりやすいという単位で、これも小学校区ということを考えました。

それからもう一つは、自治会だけでなく、文化団体ですとか、あるいはスポーツの団体ですとか、学校も含めてさまざまな団体が連携をして協力しやすい小学校区の区域といったもので活動するという事も考えております。

さらにもう1点は、自主的、そして自主的な活動がしていただけるようにということで、財政的には活動の費用というのを交付金というような形で、比較的使い道として自由性を求めたということでございます。こういったねらいを踏まえて、現在、活動の状況がどうであるかということですが、それぞれの公民館では、自治会を初めとしていろいろな団体の代表者の方で構成をされる公民館運営協議会を設置して、計画ですとか、あるいは運営に当たっておっていただきます。

活動の主な内容は、大体趣味とかあるいは教養といった学習の講座、それから運動会や夏祭りなど地域の行事、そして清掃活動も含めた地域の活動が主な活動の内容になっておりますが、幾つかの公民館で自治会、それから小・中学校、シニアの会も含めていろいろな団体と連携をして活動をしてさせていただきます。

ただし、地域によっては、これまでの活動の歴史もあることから、分館単位で活動をしておみえの地域もあります。そうした地域では、自治会活動と連携していくには分館単位のほうが都合がいいということを御意見としては承っておりますし、私たちも地域の活動の状況を見ながら、地区公

民館の活動単位をもう少し細かくしてもいいのではないかという、そういったとらえ方もしております。

こういう現状を踏まえまして、今後の公民館の活動ですけれども、先ほども申しあげましたように、それぞれの地域にはそれぞれの活動の経過がございますので、そういったことを大切にしながら分館活動も決して否定をするのじゃなくて、それを取り入れながら地域の特色のある公民館活動を続けていきたいと。

それからもう1点は、だんだん地域社会に住んでいらっしゃる方が減っていくという現状がありますので、生活、それから地域活動、そういったことに生きていくような生涯学習講座に徐々に切りかえていくということですか、あるいは運動会、それから文化祭、美化活動といった地域行事や地域の活動がある程度の人数で実施ができるような、そうした例えば分館と分館の組み合わせといったようなことも今後の活動の中に取り入れていきたいというふうに思っております。

さらに、地域の防災活動や地域の活性化につながるような、いわゆる地域づくりにつながるような活動も今後展開できるようにしていきたいと。そのためにも、今後は公民館の運営協議会の中に自治会、それから各学校、スポーツ、そして文化、そうしたさまざまな団体の方に参加をいただいて、できるだけ幅広い活動が展開できるようにしていきたいということと、それから自治会との特に連携につきましては、これは方向性を見つけていくためにも、モデル公民館を幾つか指定をして検証を進めていきたいというふうに思っておりますし、公民館体制そのものについても、まだまだ十分御理解をいただけていないというところがありますので、公民館等の活動内容等の情報も提供していくということをしなが、市民の皆様方に御理解をいただけていきたいと思っております。

専任主事につきましては、御指摘のように現在、八幡には8名、そして白鳥地域に1名を配置しておりますけれども、その他の地域は地域教育課の職員に専任主事ということで委嘱書を出しまして、専任主事として配置しておりますが、今後の配置につきましては、生涯学習による地域づくりというところを求められております。とりわけ、自治会や各団体との連携が必要になってきている現状と、それから、これは今後の方向ですので確定的なことは言えませんが、それぞれ振興事務所ですか、あるいは地域教育課の役割も徐々に変化をしていくのではないかというふうに思っております。

また、市民協働センターといったような新しい動きもありますので、そういった全体の動きをよく考えながら、専任主事の配置につきましては、検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 古川文雄君。

○9番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきまして、ありがとうございました。

今、話ございましたように、公民館体制だけで運営ということであるならば、今の体制でいいかと思えますけど、今教育長さんも言われましたように、自治会との連携というのはより強く今、今年度から、今年度といたしますか、最近より強くそういうふうになってくる段階が起きますときに、やはり今申しましたような形の中で、いかに自治会と公民館が連携することによって、1のものが3になり5になっていくということだろうというふうに思っております。

今御答弁いただきましたけど、さらなる、今は分館に主事さんが1名は最低おっていただく体制でございますが、どうも今のままでございますと、1自治会1主事もなくなるような計画もないではないようでございますので、ぜひともそれが無いようにということをあわせまして、さらに各自治会から主事補的な方とか、また推進員等を設置いただくことも含めまして、ぜひとも充実を図っていただくことによりまして、公民館と自治会とのさらなる連携ができるんでないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、2点目の質問を終わらせていただきます。

それでは、3点目でございますけれども、市民協働センターの設置方向についてを質問させていただきますけれども、これにつきましても、NPO法人や地域づくり団体等による市民活動が盛んになってきておるところでございますし、市民・団体・行政など多様な主体が連携・協力して課題の解決に当たる市民協働を推進しまして、市民力と行政力を高めていくということには不可欠であるというふうに思っております。

後期基本計画の中でも、市民協働センターにつきまして、市民と行政を対等な立場で調整する第三者的な役割を果たす機関ということで、市民協働によるまちづくりを推進するために、市民、NPO、地域づくり団体などの団体が活動する際の相談や情報提供、調整などさまざまなサポートを行うほか、市民からの協働事業の受託を行うというふうになっております。

先日の市長さんの施政方針にもありましたように、市民協働センターの設置に向けてと発言されておりますが、早い時期に設置をいただけるというふうにも思っておりますけれども、市民協働センターの設置時期、場所、人員を含みます組織等々、具体的な活動方向はいかがでしょうか、お尋ねいたします。よろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 市民協働センターについてお答えをいたしたいと思っております。

この市民協働センターというのは、平成21年の7月に郡上市の市民協働指針をつくっていただいたときに、既にその指針の中にそうしたものを整備すべきだと、こういうことが盛り込まれておるところでございます。今般、早急にそうしたものをつくりたいということで、10万円ございま

すが、まず検討をしていただく予算を組ませていただきました。

基本的な考え方は、この市民協働センターというんで何か物的な施設をつくるという意味ではなくて、物的な面においては、既存の市の施設を活用してできないかなというふうに考えております。そういうことで、組織のむしろ検討すべきことは形態、あるいはそのスタッフ、あるいはもちろんどこかに置かなきゃいけませんので、その場所というようなことですが、すべてこれから検討をしてまいりたいというふうに思っております。

郡上市内には50を超すNPOがあるわけですので、そうした方々の情報交換や、あるいは連携協力ということも含めて、どこかにやはり活動の拠点というか、よりどころ、たまり場がほしいなということを私は考えておりますので、でき得れば年度内と、新年度内というあたりを目標にしたいというふうに考えておりますが、これは、まず、皆さんの検討の場にいろいろとかけながら進めてまいりたいというふうに思っております。

(9番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 古川文雄君。

○9番（古川文雄君） ありがとうございます。

今、年度内というふうにおっしゃっていただきましたけど、本当に市民協働というのはすべてに絡むことだというふうに思っておりますし、非常に重要なセンターであろうというふうに期待をしておりますので、できるだけ早い機会に設置をいただければというふうに願っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げまして、3点目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、4点目でございますけれども、学校の適正規模検討委員会の方向性についてを伺います。

市内には現在22の小学校と9つの中学校があります。ことしの春、来月には和良、西和良中学校が統合されまして、8つの中学校というふうになると思っております。児童・生徒数につきましても、小学校の児童数が平成22年、今年度ですが、2,482人おられるということでございますが、10年後の平成32年には、2,012人ということで、10年間に約20%減というふうに見込まれております。

中学校の生徒さんにつきましても、ことし22年度が1,415人おられますが、10年後の平成32年には、1,032人と約27%減というふうに見込まれております。市の後期計画に少子化が進む中で、学校の適正規模を検討していく必要ありと、現状と課題を掲げられております。まさにそのとおりでございます。昨年私の一般質問でもそのことを訴えているところでございます。

そのような中で、近年の学校建設並びに耐震化事業がピークを迎えております。少子化が進行する中で、35人学級も今年度から実施されるというふうに聞いております。教育的な観点を第一としまして、小・中学校の統廃合を含めた適正規模が早期に検討されるべきでありまして、学校の適正規模検討委員会の設置の具体的な方針、推進スケジュールはいかがかお尋ねいたします。よろし

くお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） 学校の適正規模の検討委員会ですけれども、これは教育効果等を考えて、学校の規模を検討して学校区の再編成のための方向づけの根拠としていきたいということを考えておりますので、適正規模の検討委員会そのものが、すなわち学校区を決めていくということではないというふうに、まずは御理解をいただきたいと思います。

それで、現在の学校あるいは学級の規模や今後の見通しにつきましては、今ほどお話があったように、確かに減っておりますが、実際、現在の学級は小学校では平均が1学級で大体17人になっておりますし、中学校ですと1学級大体30人です。それで学校の規模としては、100人以下となる学校が小学校で現在7校あるんですが、これが平成32年には14校になりますし、中学校では現在3校が、中学校が4校になります。したがって、規模は小さくなることは間違いありません。そういうこともありますので、教育活動、それから通学の条件と安全性、学校外活動、そういったことを視点に学校規模の検討についての方針を定めていきたいと。

具体的に申し上げますと、各教科の授業で、これは算数とか国語あるいは数学なんですけど、実際に教科書等細かく検討をしまして、必要な学習集団のニーズというのはどのくらいが想定されるかということ进行を明らかにしていきます。もう一つは、音楽とか体育といったような、そういう集団学習が必要なものについても、大体学習集団としてどれくらいを想定ができればいいかということを考えていきます。

それから、クラブ活動、部活動の成立に必要な集団というのはどのくらいなのかということも考えていきたいというふうに思っておりますし、もう1点は、現在の学校を基準にして、旧の町村の通学区域にとらわれなくて、徒歩あるいはスクールバス、自転車、そして公共交通機関を使った場合に、どのくらいの通学の距離、あるいは通学の時間になるかということについて、一人一人の児童・生徒の現状を踏まえながら、これをプロットしていきますと大体の枠が決まってしまうので、そういった形で通学範囲を設定をしていきたいと。

もう一つは、地形や気候も踏まえて、通学の条件、そしてその安全性についてもこれも検討していきたいというふうに考えておりますし、さらにはスポーツクラブあるいは地域行事に参加ができる範囲はどのくらいかといったようなことも含めて、これも検討の必要があるかと思います。

また、人間関係ですとか、あるいは生徒指導上の問題ということも、これも大変大事な問題ですので、学級の集団あるいは学年の集団の規模がどのくらいがあれば適正かということも、このことも考えていきたいと。

実際今、国の学級の定数が35人学級というのが少しずつ打ち出されておりますので、そういった国の動向も、当然踏まえなければならないというふうに考えております。

そこで、学校規模を検討する会の設置ですけれども、23年度に設置をして諮問をし、年度内に答申を受けるという計画で考えております。構成は地域の代表の方、それから有識者、学校関係者、PTAの代表者、そういった方を中心にして構成をし、できるだけ多くの方の意見を聞きながら希望を含めて考えていきたいと。それで検討委員会の答申を受けた上で、24年度に学校区再編の検討委員会を設置して、学校統廃合の是非も含めて学校の配置について検討をしていきたいと、こういった計画でおります。

(9番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 古川文雄君。

○9番（古川文雄君） 細部にわたりまして御説明いただきまして、ありがとうございました。大変いい方向で検討されておりました喜んでおりますが、大いに期待しておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で古川文雄君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたしますが、予定よりも大分時間が早く消化をいたしまして、3人目の質問は予定ですと11時10分でございますが、11時から開催をしたいと思っておりますので、再開は11時を予定いたします。

(午前10時42分)

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時59分)

◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（池田喜八郎君） 13番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

13番 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） まず初めに、東日本大震災による未曾有の被害を受けました皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。我々ができることを今やらなければいけない、そういったことを自分自身も思いながら積極的にやっていかなければならないと思っております。

そうした中で、郡上市においても、災害対策本部を設け、出動され、また住宅につきましても支援をいただけるということでございます。まことにありがたいことだと思っております。

それでは、議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして今回は2点について質問をさせていただきます。

まず1点目、文部科学省によりますと、国の施策により子どもたちの新しい教育方針が示され、

平成23年から学習指導要領が実施されます。その中で、国は強い人材の実現は成長の原動力として未来への方向性を託し、この新学習指導要領の円滑な実施を行うことによって、教員が子どもと向き合う時間の確保による質の高い教育を目指すということを指針としております。いわゆるゆとり教育から、学力をつけさせる教育になると言われております。これは学力を向上させるために、授業の時間が多くなり、新しい教科書も随分内容がふえるということではないかと思えます。

そうしたことを踏まえ、市の教育委員会は、小学校の新学習指導要領に基づいて市の教育推進をどのように考えているかについて質問をいたします。

さて、学校において授業の内容がふえる中、学力を高めるためには先生方にしっかりとした授業をしていただければなりません。一つのクラスの子どもたちの数が多いと授業が子どもたちに効果的に行うことができるのか、懸念をしております。また、国においては、35人学級を進める計画であることも聞いておりますが、郡上市の場合、この新しい学習指導要領の実施に伴い、子どもたちに基礎的な学力を身につけさせることのできる先生方の配置、また少人数学級での指導のあり方について、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、基礎的な学力を身につけさせる教職員の配置ということについてお答えをしたいと思います。

まず、新しい学習指導要領に示している学力について最初に御説明を申し上げたいと思いますが、新しい学習指導要領で身につけさせたいとする学力は、いわゆる読み・書き・計算といったものを含めた基礎的・基本的な知識や技能、それからそれを使って考えたり判断をしたり表現をしたりして問題を解決する力、そしてもう一つは、そうした学習に積極的に取り組んでいく態度、こうしたものを総体としてとらえて、学力というふう考えております。

それで、この学力を身につけさせるためには、指導の形態として非常に大ざっぱな言い方ですが、一斉指導と少人数指導があります。この一斉指導というのは、学級全体で通常行われるために、議員からお話があったように人数が多過ぎますと、指導が行き届かないといった場合があります。

そうした問題を解決するために、35人学級あるいは30人学級といった定数が考えられております。岐阜県の場合に、平成23年度から小学校の1年生と2年生、そして中学校の1年生で35人学級が編制できるように教員の配置が行われます。

郡上市の場合、1学級の平均が17人になっておりますので、多くの学校はこの35人学級の定数には該当しませんが、八幡小学校の2年生は35人を超えますので、来年度1人の教員が配置をされるということになります。

次に、少人数指導ですけれども、これはおおむね20人以下で行われます。こうした少人数指導というのは、知識や技能の習得のためのつまずきの解消ですとか、あるいは繰り返しの練習ですとか、そういう個に応じたきめ細かな指導に効果があるというふうにされております。

ですから、理解ですとか、あるいは習熟の程度によって学習の集団を分けて、10人もしくは20人に対して1人の教師がついて指導をすると、こうした指導の形態をとっております。

この少人数指導ができるように常勤の加配の教員を配置いたします。八幡小学校と白鳥小学校へは1人ずつ、それから、那留小学校へは複式学級を解消するために1人を配置しますので、常勤の教員としては合計3人を少人数指導のために配置をするという予定になっております。それから、非常勤の職員、いわゆる非常勤の加配教員として、市内では少人数の指導のために3人、教科担任として2人、学級になかなか適応できないといった子のための指導として、適応指導として4人で、合わせて9人、非常勤職員として9人を少人数のようなきめ細かな指導ができるために配置をする予定でありますし、ほかには郡上市、これは市の予算になるんですが、学習障害に対応する支援員というものを15校に対して20人を配置をする、こういった予定でできるだけきめ細かな指導をしていきたいというふうに考えております。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

私、一番懸念しておりましたことは、35人学級につきましては八小ということなんですけれども、やはり加配の教員の配置につきまして、教育長さんのお話では八小、白鳥小、那留小というようなことで、計9名の先生方の配置をとっていただけるというようなことで、ややもすると子どもたちの教育が、人数が多いばかりにちょっと勉強のできる子、できん子の差ができるような気もする中で、郡上市の小学校においては平均の1学級17名ですか、そういったことで今お聞きしましたので、何とかまいぐあいにやっていけるのではないかなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次に新しい学習指導要領では、小学校から外国語、つまり英語が取り入れられるということでもあります。これは、国際化が進む現在、英語の力をつけることは大切なことであり、小・中学校を通じて英語に親しむことや、外国の文化等を知ることは意味のあることと考えます。

先般、中日新聞の「中高生ウイークリー」によりますと、あの楽天の社長三木谷社長が、週1回幹部の会話を英語にしたということでもあります。社長が言われるのには、「日本語は結論があいまいで会議が長くなる。英語だとイエス・ノーがはっきりしていて、会議が短くて済む、また情報発信も英語のほうが素早く伝わる」と言っておられます。やはり世界一を目指すための道具・英語が公用語になるのは、だれもが考えていることだと思っております。

しかし、現実、例えば親の立場からすると、こういった施策にも幾つかの不安や心配を感じることもあります。それは、小学校は英語の専門の先生が配置されていないので、英語の授業が効果的に行われないのではないかとということでもあります。また、小学校で英語を勉強したが、英語が嫌になってしまい、中学校での英語が不得意、苦手になってしまうようなことがないかと心配であります。

そこで、市の教育委員会として、英語を小学校で取り入れるに当たって、学校での英語が効果的に行われるようにするためにどのような手段を講じられるのか。もう1点は、現在、郡上市に来ていただいているALT（英語指導助手）の活動についても伺いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、小学校の外国語活動の実施に当たっての市教委の取り組みということでお答えをしたいと思います。まず外国語活動ですけども、これは原則としては英語というふうにご理解をいただければと思います。

最初に、小学校で英語活動を取り入れるという主な目的ですけれども、小学校では英語に親しむ活動を通して、英語によるコミュニケーションの能力を身につけさせる、その素地を養うということが基本的な考え方になっております。具体的に申し上げますと、英語を聞いたり話したりすることや、あるいは英語を使ってコミュニケーションをすることによって、その楽しさを味わったり、外国の生活や文化に興味を持って、それぞれの国のよさを理解をすることが具体的な内容になっております。

議員お話になったように、いわゆる英語活動を取り入れることによって、やはり保護者の皆さんも含めて不安があることは確かでございます。

一つは、小学生で果たして英語のコミュニケーションが成り立つのかということですけども、今回の英語活動によって求めているのは、すべての人が理解ができるそういう正確な発音ですとか、あるいは文法を使った英会話のコミュニケーションというのを求めているわけではなくて、具体的に、例えば私と尾村議員さんというように、人と人を限定して、つまり子どもと子ども、子どもと先生、そして子どもとALTといったような関係の中で、あいさつですとか、買い物ですとか、あるいは食事といったような具体的な場面を設定して言葉を使ったやりとりができて、そしてこの言葉を使ったやりとりをすることによって通じたというおもしろさ、体験をさせるということが大切だというふうにされております。

そういったことができるようにするために、市の教育委員会としては平成20年度に授業の具体的な場面を想定した5年生、6年生の外国語科、いわゆる英語活動の指導計画を作成して、それを既に配布し、現在もそれを利用していただきますし、指導義務のない1年生から4年生につきましても、学校采配の時間で、英語を使ったコミュニケーション活動を10時間程度位置づけるとい

ったような意味合いを持った題材一覧表を示しておりますので、こうしたことによって積極的に英語の活動を各学校で進めておっていただきます。

2つ目に、小学校の先生方は英語の専門でないので大丈夫かという、そういった御質問ですけども、先ほども申し上げましたように、学習の内容で単語を書いたり、あるいは正しく発音したりすることですとか、あるいは正しい文法を理解して英語を詳細に書いたり話したりするということろまでは求めておりませんので、学級の担任が子どもたちと英語を使って積極的に言葉のやりとりをしたり、それから単語だけでも通じたとか、あるいはわかったとかといったことを体験させるということが主な内容になっておりますので、そうしたことで先生方、たとえ苦手であっても子どもたちと先生方で英語を使ったコミュニケーションを積極的にやっていただくということを大事にしていきたいと。

ですから、小学校でそういう活動の中でどうしてもあいまいであったり、あるいは多少文法に間違いが残ったりするということは、これはあり得ることです。ですが、そうした不十分な部分を中学校で正しい発音ですとか、あるいは正確な文法を身につけるということによって、英語のきちんとした力をつけていくと、そういう意味でいうと、小・中学校の連携というのが非常に大事になってくるというふうに思います。

その際に、教育委員会としてはALTあるいは外国人も含めて英語を発音される方、英語で会話をされる方との子どもたちのかかわりということは大事ですので、現在7名のALTを各学校へも派遣をする計画でおります。

具体的に申し上げますと、平成23年度は小学校で少ないところで35回、それから多いところでは59回の派遣を計画しておりますので、ALTとのコミュニケーションというのはそういった形でできるのではないかとこのように考えております。

また、小学校から英語嫌いをつくらないということですが、英文の暗唱を求めたり、あるいは正しい文法を使ってきちんとした英文を書くといったようなことではなくて、楽しんで英語を使って言葉をやりとりするということが主な内容になっておりますので、必要以上に英単語の書き取りを求めるとか、あるいは文章を書かせるといったようなことは、これはしないで、必要のあるときのみ単語を覚えたり書いたりするということを中心にしておりますので、英語ノートの活用ですとか、音声のCDなんかを利用しながら何とか楽しんで活動をし、そして中学校へつないでくれればというふうに考えております。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

小学校の英語については、本当に小学校では日本語も、日本語はわかっておりますけれども、正

確な日本語も教えたりしなければならぬとは思いますが、そこへまた英語が入ってくるといふことによつて、戸惑う部分もあろうかと思はれますけれども、気持ちとしては小学校から教えていただければありがたいなと思はれますが、やはり教える側の先生、先生方も面食らうといふか、そういったこともあろうかと思はれるもので、なかなか1、2、3と教えて4、5、6といくわけにはいかぬ部分もあろうかと思はれるもので、そこら辺のこの御配慮をお願いしたいと、先生方の御配慮もよろしくお願ひをいたします。

それから、ALTについて、回数をふやすといふ御答弁でしたけれども、今までずっとALTも来ておりました、23年度予算にも組み込まれておりますが、22年度と、22年度と申しますか、今までとまた23年度、この新学習指導要領についてのALTの立場と申しますか、そういったことについてはどう考へておられるか、お聞きをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） 基本的には立場そのものが変わるということではありません。ですから、あくまで小学校でいふと、今までも英語活動は少しずつ取り入れてきておりましたので、そういった中でも学級担任が中心になって、ALTはあくまでそのための、助手というわけじゃありませんけれども、コミュニケーションの相手というような形で進めていっておりますし、中学校の場合はより正確な英語をALTが話をするということによつて、先生方、それからALT、そして生徒の3者のコミュニケーションを成立させるために活躍をさせていただくと、こういった方針をずっと続けておりますので、指導要領が新しく変わったといつても、基本的にはそんなに変わるということはないと思はれます。

（13番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

次に、指導内容がふえることに対する授業時間の確保や、しっかりとした学習ができるための配慮についてお伺ひをいたします。

これは、初めの質問にも関連しますが、指導する内容がふえることは、授業の時間がかなり多くなるということでもあります。現在、学校は週5日制であります。土曜日、日曜日は授業がありません。授業ができる日が少なくなるのに、授業の時間がふえることは子どもたちにとって大きな負担となると思はれます。あつてはならないことですが、詰め込みの学習になったり、わからないまま授業が進められたりすることは起きないでしょうか。授業で指導する内容をふやし、授業に充てる時間をふやしたが、授業ができる日がそのままでは、詰め込みや無理な学習時間割になる授業が行われる可能性も否定できません。

そこで、郡上市の小学校の場合、授業の時間がどのように確保されるのか、お伺ひをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） 今、尾村議員さんがおっしゃいましたように、詰め込みであったり、あるいはわからないままで子どもたちが取り残されるといったようなことはあってはならないことですので、私たちとしては、授業時間がきちんと確保できるように対応はしていきたいと。郡上市の場合は、授業時間につきましては、2学期制の導入を既に進めてきておりましたし、また、それぞれの学校で行事の見直しも進めておっていただきますので、授業時間の確保についてはほぼ間違いなくできるというふうに思っております。

まず、どのくらいふえるかということですが、新しい学習指導要領が示す授業時間を20年度と比較をして申し上げますと、小学校の授業時数でいいますと、大体1年生と2年生で、週でいいますと2時間増加をしますし、3年生、4年生、5年生、6年生ですと、週1時間の増加という計算になります。特に国語、社会、算数、理科、体育それぞれがふえておりますが、これ1年生から6年生までを合計しますと、年間で約350時間の増加ということになります。

ただし、いわゆる総合的な学習の時間の時数が減ってきますので、そういった差し引きしてくると多少時間数が変わってきますけれども、今申し上げた5教科につきましては合計で350時間の増加ということになります。国語は、年間で84時間、社会が20時間、算数が一番多くて142時間、そして理科が55時間というふうな増加になります。

こうしたふえた時間をどのようにして確保するかということですが、すべての学校にお願いしているのは、7時間授業をやったり、早朝の時間を授業時間にカウントするといったようなことは避けてほしいということをお願いしておりますので、今のところ時間のとり方としては、大体小学校の6年生で週当たり1時間の増加で計算をいたしますと、小学校の6年生の授業時間割で1週間に6時間の日を3日、5時間の日を2日位置づければ、この授業時間というのは確保できるという計算になっております。

これは、郡上市の場合、先ほど申し上げましたが、平成16年度に2学期制を取り入れて、そして平成21年度に後期の期間を変更して、いわゆる秋休みというのを今まで3日としておりましたのを、それを連休の3日間に充てるというような形にしましたので、実質的に授業時数の確保は学校行事の精選とあわせて可能になっているという、そういったことになっております。

それから、今授業時数のことを申し上げましたけれども、授業時数をどう確保するかということはもちろん大事なことですけれども、どのようにして力をつけていくかということのほうがむしろ大きな問題というふうに私たちはとらえておりますので、学習指導要領、それから教科書の改訂に伴って、教師用の指導書あるいは指導用の資料を整備することが一つ、それからもう一つは、習得させる基礎的・基本的な知識とか技能を具体的、段階的に示した郡上版算数・数学のスタンダードというものを来年度から作成をしていきたいと。それからもう一つは、教員の指導力の向上を目指

して、具体的・実践的な研修の講座を開設していきます。そして、県の教育委員会、これ美濃教育事務所とも連携するわけですが、算数の指導法の改善のために、学校訪問の事業の中で算数を重視しながら訪問指導させていただくと。こうしたことを幾つか組み合わせながら、確かな学力を身につけさせるような先生方の指導力というのを高めていきたいというふうにとらえております。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ただいまの答弁の中で、英語以外にも国語、算数等々の時間もふえるということで、やはり詰め込み教育になるのではないかなというようなことを本当に懸念をしておりますし、また格差ができては、これは絶対いけないことであります。その中で、2学期制を取り入れておるというようなことで、1日の時間割を、5時間を6時間にするとか、そういったことで対応していただけるということでもありますけれども、私は英語というのは将来的にも社会に出たときでも、国際語として世界には通用する言葉だと思っております。そういったことを含めて、23年度から始まる学習指導要領が子どもたちに戸惑いがあるとは思っておりますし、先ほど申し上げたように、先生方にまた負担になっていけないと思っておりますので、前向きな指導をしていただくよう、教育委員会としてもアドバイスしながらやっていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、市の福祉政策について質問をいたします。といっても、多くありますので、今期の雪対策を検証して高齢者への対応ということで、健康福祉部関係の質問ですので、よろしく願いをいたします。

さて、高齢者の状況は、郡上市のみならず全国的な課題であります。2050年には全国の高齢化率が35.7%と推定され、2.8人で1人の高齢者を支え合う社会が到来すると言われております。また、2025年団塊の世代が75歳となります。先ほどの質問でもありましたように、郡上市においては、平成22年国勢調査からは、人口が4万4,501人で平成17年の国調人口と比較して約3,000人が減少し、世帯数は243世帯減少する中、市の高齢化率は平成23年1月現在、30.6%であります。

また、ひとり暮らしの高齢者世帯は1,964世帯と聞いております。市としては、今後、高齢者対策の施策を今から充実を図ることが急務と考えています。そうした中、こうした方々は、ことしの冬を検証しますと、多くの雪によって不安な日々であったと思います。特に、独居の恐怖、未知なるものを前にしての不安等々、その方々の身になると言葉がありません。

こういった方々への市の施策として、見守り、情報の共有、また雪による不安、生活をしていくための買い物等々、高齢者に対する施策はどうであったか、1点目、健康福祉部長にお伺いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） ただいま尾村議員さんからは、特に冬季期間の高齢者の方々の見守りでありますとか、雪による不安でありますとか、生活していくための施策、郡上市としてどのような施策で取り組んでおるかということでございましたけれども、先ほどお話がありましたように、高齢化率は非常に高くなっております。30.6%ということではありますが、特に降雪が多い高鷲・白鳥地域のひとり暮らしの方の世帯は527世帯というような現状でございます。

議員がお話になられましたように、特に冬季は大変寒さも厳しく、外出することが困難で、高齢者の方々は不安でいっぱいであろうということを察しております。雪のことでございますので、特にこの期間中に雪おろしということで問い合わせということでございますけども、高鷲の振興事務所のほうへ3件ございましたし、白鳥の振興事務所に4件、社会福祉協議会のほうに5件、雪おろしの依頼先についての問い合わせがございました。

依頼先の問い合わせということでございましたものですから、郡上市内で雪おろしをやっていただく業者の方々を紹介させていただいたということでございます。

それから、昨年11月に郡上市では克雪対策指針というのを策定をさしていただきまして、特に健康福祉部の中では、ただいまの高齢者の方々の雪おろしでありますとか、雪よけの対策・対応ということで事業者の方がどのくらい見えるんやろうということで、取りまとめをさしていただきました。

美並地域を除いてほかの地域で、業者の方々が雪おろしをやっていただく方は61業者見えましたものですから、そういうようなりストを作成いたしまして、振興事務所とか、関係の機関に通知をさせていただきまして、先ほどのような問い合わせがあった場合に対応できるようなことはさしていただきました。

それから、社会福祉協議会のほうであります、要件はございますが、高齢者の方でありますとか、障がい者の方の世帯の除雪助成事業というのをやっておられます。経費の4分の1以内で上限が5,000円ということではありますが、この3月9日現在で90件申請があったそうでございます。そのうち、全部助成をされましたが、そのうち68%がひとり暮らしの高齢者の方からの問い合わせであったというふうに聞いております。おおむね1件当たりの雪おろしの経費が3万6,000円ほどであったということも聞いておりますので、やはり結構な負担をされておるというふうに聞いております。

健康福祉部のほうでは、雪対策以外でもそうでございますが、通常ということでございますけども、見守りという点では、地域包括支援センターがございますので、そこでひとり暮らしの方、身寄りのない方々への電話で、また訪問での相談事業は通年行って安否確認をしております。

包括センターのほうでそういう見守りが必要な方は、現在郡上市では200名ほどというふうに聞いておりますし、その対応をしておるところでございます。

あと通年的には、高齢者の方の対策ということでは、緊急通報システムの事業でありますとか、在宅支援のサービス事業、御承知のように介護用品の支給でありますとか福祉入浴サービス等々、さまざまな高齢者の方の支援をしておりますので、よろしく願いいたします。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ありがとうございました。

今の御答弁の中で、高鷲・白鳥振興事務所のほうへ高齢者の方々から問い合わせがあったということでもありますし、また、除雪助成制度もたくさんの問い合わせがあり、実行されたということで、私はこういったことを考えて、高齢者に対して市民協働による高齢者対策、俗に言う福祉除雪ボランティアができないかということでもあります。

社協を初め民間等におきましては、そういったことをやっておりますけれども、市民協働でやるのが一番大事なことはないかなというようなことを思っておりますので、それについて、これは市民の方々と行政が協力してこういったことをできないかということでもあります。

近隣の市町村においては、こういった施策、条例を定めてやっておられるところもあります。そういったことを踏まえて、市内でも高鷲、石徹白、こういった多雪地域に暮らす高齢者の人たちのためにも、こういった施策をとるのが必要不可欠と思いますが、市長さんにおかれましては、こういったことにつきましてどう考えておられるか、お聞きをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 雪の対策につきましては、ただいまお話がございましたように、郡上市、特に北部に住む人にとっては大きな課題でございます。とりわけ高齢でひとり暮らしというような方々にとっては、本当に大変なことであるわけでございます。御指摘がありましたように、今後、その市民協働というような形で何らかの仕組みができないかということ、検討することは大変必要だろうというふうに思っています。

ただ一方で、また先ほども紹介ありましたが、市内では61の業者の方が一定の価格でもって雪おろしの作業をお引き受けになるという形で、これは考えようによれば、雪国特有の一種のコミュニティービジネスというものがこういう形でなされているということでもあるわけでありまして、そうしたものと調和をとっていくということも必要かと思いますが、ことしの冬もそういう郡上市にこうした雪おろしを行うという形のボランティアグループというのは、かつてはあったそうでございますが、今はないように聞いていますが、しかし、こういう有償でやられるもののほかに、例えば自治会長さんであるとか、近所の方がやっぱりどうしようもなくお引き受けいただいて、屋根に上って雪おろしをされた方があるように聞いておりますので、何らかの住民そろっての助け合いの制度をつくることは大切かというふうに思っています。

新年度に岐阜県の、県のほうで、地域支え合い体制づくり事業の補助制度というようなものが出てきているようでございまして、それを活用して、例えば高鷲地域あたりでは、一遍冬季のお互いの助け合いのシステムをつくってみようじゃないかというような機運が盛り上がっているようでございますので、そうしたものに行政としてもサポートをしながら、今後、必要な支援体制を考えていきたいというふうに思っております。

県の制度として新年度はどうもつくられるということでございますが、郡上市のほうとしても、今回の予算で出しております自治会組織等活性化事業というのは、もともと一名、きずなづくり応援事業ということで1地域10万円ということではありますが、まさにそうした雪おろしであるとか、あるいは日常の買い物支援であるとか、いろんな形で地域の皆さんが支え合っていくための仕組みをどうつくっていくかということをそれぞれの地域ごとに考えていただく必要があると思っておりますので、そうした体制づくりのための支援制度というものを設けたわけではありますが、そうした話し合いの中で今後のそうしたもの、今度は運営をしていくためにどういう支援をしていったらいいかということも、また考えていきたいというふうに思っています。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） きょう市長の御答弁の中で、無縁社会と言われる中で、きずなづくりを大切にしたいと申しておりました。私は本当にことしもお年寄りが住んでおる地域において、今まであった店がなくなり、そしてまた店の人も残った商品をそういったところへ届け、それもなくなり、そういった形でお年寄りにとっては大変なことでありますので、市のほうでも来期に向けて積極的な施策をよろしく願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(「訂正、私の、いいですか」と健康福祉部長の声あり)

○議長（池田喜八郎君） 訂正ですか、はい。それでは布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） すみません、先ほどの社会福祉協議会の助成で、90件のうち68件というのを68%とどうも言い間違えたみたいでありますので、90件申請があつて68件がひとり暮らしのお年寄りということですので、訂正し、おわび申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

以上で尾村忠雄君の質問を終了します。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後の1時を予定をいたします。

(午前11時41分)

○議長（池田喜八郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は19名であります。早退届が20番 田中和幸君から出ておりますので、御了承願います。

(午後 1時00分)

○議長（池田喜八郎君） それでは、日置市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

日置市長。

○市長（日置敏明君） それでは、私から御報告とお礼を申し上げたいと思いますが、先ほどお昼休みに池田議長さんと尾村副議長さんが私のもとにおいでになりまして、今般の大震災に対しまして、郡上市議会議員会として義援金をということで皆様の御芳志をお預かりいたしました。所定のルートで必ず被災地のほうへお届けをするようにいたしたいというふうに思います。私からもお礼を申し上げまして、以上御報告とさせていただきます。本当にありがとうございます。

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。

◇ 金子智孝君

○議長（池田喜八郎君） それでは、21番 金子智孝君の質問を許可いたします。

21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） それでは、議長より許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきたいと思います。

質問に先立ちまして、今回の東日本全域におきます大変甚大なる被害をもたらしました大震災に対しまして、心の奥の平穩を絶たれました皆様方に、心より哀悼の意を表すと同時に、三十数万人という被災を続けておられる皆様方に対しましても、心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。

今回のこの質問の通告につきましては、3月の7日でございます、その後に発生いたしましたこの大きな災害でございます、質問では触れることはございませんけれども、皆さん方の中には余りにも災害現状に対しまして、みずからの思いを述べられる議員さんもあったやに思います。私もこのごろのテレビ報道、新聞報道を見るにつけ、大変心の痛む思いがございますし、ある新聞のコラムを見ておりましたら、今回の大震災に対しまして、3月の14日付の新聞のコラムでございましたが、人生観が一変したというふうを書いておられます。また、その文章の終わりには、現下の災害を見るにつけて、無念の死を遂げられたその人の報いというものは、今この現実にな何を学ぶかということが我々に課せられたというような意味の文章がございまして、そういう新聞でございまして、胸に秘めながら今日生活しておるような現状でございます。

そうしたときに、思いの一端を申し述べれば、このような大惨事・大惨禍、これを生きて見るものにしては、何を学ぶかということをお問自答いたさざるを得ない状態でございます。何よりもさきの議員さんのほうからも御指摘ございましたが、いわゆる無縁社会、無縁社会というようなことが言われ続けてきたわけでありましたが、今こそ無縁社会ではなくて、きずなの社会に立ち返らなきゃならないと、そういう思いがございます。それは大きなことではあります、身を振り返れば家族のきずなとか、夫婦のきずなとか、親子のきずなとか、そういう身近なところからのきずなを確かめ合うという機会を得たのではないかというふうに思っております。

また、化石燃料ということが言われておりますが、そういう時代から自然エネルギーの時代への変化というものが今求められておるんじゃないかということをお強く思わざるを得ません。

そして、一極集中の国づくりからリスクを分散して、そして日本全体がリスクを分担し合う、そういう一極集中ではない多極分散の国づくりに向かわなきゃならん、そういう思いをお強めております。そして、こうして私どもの議会が今予算議案を審議しておるところでございますが、議会といえども、やはりこれは市民の英知の結集の場として、言論の府としての姿を取り戻すということが求められているというふうに思うわけでありまして。

冒頭でございますが、そういう思いを持ちながら取り組むということでございますけれども、こうした今の姿に対しまして、もし市長のほうで一言のコメントをいただければ幸いに思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（池田喜八郎君） 市長、よろしいですか。

日置市長。

○市長（日置敏明君） まずもって、今般の大震災に見舞われた方々に対しましてお見舞い申し上げますとともに、亡くなられました皆様方に本当に心から哀悼の意を表したいというふうに思っています。

ただいまもお話ございましたように、今般の大震災、本当に私もそれこそ人生観・物の考え方をいま一度改めて見直していかなければならないというふうに感じているところでございます。本当に肝に銘ずべきことは、今回のようなあの東北地方を中心にして起こったような災害は、我が身にも、そして我が郡上市にも、きょうにもあすにも起こり得るということをやはり肝に銘じながら、もちろんそれぞれ個人としてもそうでしょうが、自治体としてもその備えをしていかなければならないということを特に肝に銘じたところでございます。あとその他いろいろ原子力の事業の問題、あるいは国土計画の問題等々につきましては、金子議員のお話しされたことについては、いろいろと大きく共感するところが非常に大きいところでございます。

（21番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ありがとうございます。

そうしましたら、通告がございますので、一般質問をさせていただきます。

最初でございますが、議会基本条例の制定についてということでございますけれども、今郡上市議会におきましても、この条例の制定に向けてその必要性について、議員の審議を続けているところでございます。

一つは、今地方選挙の真ただ中ではございまして、地方議会のあり方についてはさまざまな報道がございます。その一つを新聞の中で、「3ない議会」——三つのことがないと議会を指摘しております。その一つは、議会は本来チェックする機能を持っておるわけでありますが、チェック機能はいかにと、執行部の提案を丸ごと修正することなく通してしまう、そういう修正のない議会、もう一つは、提言をしない、政策提言のない議会、あるいは議会の活動の報告をしない、それを3ない議会というふうに称しまして、非常にアンケート調査等々でキャンペーンをしております。

そういうことの一つ一つに、胸に反省をしながら、活動しなきゃいかんというふうに思っとるわけではありますが、一面当たっておるし、一面においては今回の予算議会を通じて郡上市議会が取り組んできた非常に詳細な審議等々が見られていないという点も、口惜しい思いで眺めてまいりました。

しかし、それは私どもの思いであって、郡上市民の中には多くの共感を得ているかもしれません。議会の姿が見えにくい、どういう活動をされておるのか、それぞれの議案の案件に議員の皆さん方は賛否をどのようにしておるのかわからない、こういう御批判があらうかと思っています。

そういうことに対しまして、私どもが、やはり郡上市議会というものが、市民の英知の結集の場として十分な活動をしとるということを市民に理解を願いたい、こういうことのために全国で今166の議会において制定しているようでありますけれども、近くにおきましては、多治見市議会、岐阜県下ではね、さらには高山市議会が今定例会において議決をするという新聞報道がございました。

中津川市議会においても、調査に入った、あるいは下呂市でも準備しとる。いろんな形はありますが、そういう中で果たしてそういうことを目指す上において、市民はどう考えておられるかというような点を、今後十分モニターをしまして、意見交換する中でよりよいものを目指すべきというふうに思っておりますが、執行部におかれましても、こういうものに対してどういうふうに認識を持っておられるかということを確認するために、モニターするために質問してるわけでございますので、一括してお尋ねをしたいと思っております。

まず1点は、どこでも今やられておるようではありますが、執行者に反問権を一般質問の折に与えていくと。議会から質問したことに対して、いわゆる執行の長、市長、あるいは教育長、あるいは監査委員の方も含まれるかもしれませんが、そういう方たちに反問する権利を与えていくと、そしてより厳密な審議をしていくと、こういうことだと思うんですが、それに対する市長の御見解があ

れば伺いたいというふうに思っています。

二つ目には、議会活動の可視化ということでございますが、やはりなかなか議会の姿が見えてこないということをよく聞きます。今後は、一部こうした一般質問についてはI N Gあるいは郡上ケーブル等で一部録画放映されておりますが、こういったことをさらに拡大をしまして、24時間いつでもモニターできるような録画放送体制、こういうものができるんでしょうかと。下呂市なんかはインターネットで常時録画放送でございますけれども、議会中継をやっております。そういうことが郡上市の情報通信の機能の中に耐え得る設備なのかどうか、あるいは予算的な点でネックになることはないのかどうか、この点について執行部側の御見解も伺いたいというふうに思っています。

それから、議会活動の報告という点であります。先般もある議会の先進地事例ということをお聞きしましたが、執行部はそういうことを、市長を中心にして出かけていながら、市政報告をやっておられますが、そういったことは議会としてはいまはないわけですから、そういうものを議会自身が議員総出で分担しながら市民の中に行って、その時々市政報告あるいは予算・決算報告、そういうものを義務としてやるような基本条例をつくっておられるところもでございます。そういうことに対するさまざまな御支援をいただきたいというふうに思うわけですが、この点についての御見解をお伺いしたいと思います。

それから四つ目ですが、議会の公開度という、先ほどもちょっと話題になっておりましたが、いかに市民に公開していくかということの中で、議会の議員さんが、私ども議員でございますが、議案に対する賛否の状況を例えば議会だより等を通じて一覧にして市民の皆さんに公表・公開していくと、そういうことで議会の姿、論議の実情を市民の皆さん方に理解を仰ぐという意味においては、大変重要な柱だというふうに言われておりますが、こういうことをやるに当たっては、それぞれの報道あるいは報告、そういうものがあるわけですが、これはあえて執行部に聞くまでもない話でございますので、これは答弁は一応ございませんが、そういう方向も目指しておるといふ一面がございます。

それから、議会でございますので、一定のルールのもとに議会運営があるわけですが、今日、地方議会の再生ということ、あるいは地方の分権の進展によりまして、市民の皆さんが議会を監視する、そういう話もよく聞こえてまいります。それが進んでまいりますと、例えば議会議員のリコール、あるいは監査請求、いわゆる市民の皆さん方の直接請求ということは、これは権利としてあるわけでございますので、そういうものが今後及んでくる状況だというふうに思っております。

そういう場合には、市民の皆さん方も地方自治法というものの枠の中で、例えば請願を提出する場においては、紹介議員さんを1名以上つけていただく、こういうルールがございます。さらには、市の定めております条例等の改廃を求める場合、新しい条例を求める場においては、一定数の署名を取って、集められて、そして執行者のほうに提出するルールがございます。50分の1とい

う数字でございますが、そういうルールに従って、みずからの権利を主張していただく、そういうことになろうかと思えます。

さらには、先ほど申し上げました議員のリコール、あるいは議会の解散、そういう重要なことについては、有権者の3分の1というそういうルールがございますから、そういうルールの中で市民の皆さん方の民意というものが反映する機会もあるわけでありますので、大いにその点を御理解いただきつつ、監視、監督も願っていかなきゃならんというふうに思っておるわけでありますが、以上5点につきまして、御質問の中に一部執行部に対する質問もございますので、答えられる部分においてお答えいただきたいと思えます。当局を含めて御答弁をいただきたいというふうに思えます。部長さんの答弁でもよろしゅうございます。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

地方自治体の運営、あるいはその中における地方議会の運営につきましては、御承知のとおり、その基本的な事項を地方自治法という法律で定めているわけでございますけれども、近年、それぞれの地域の自治をやろうと、あるいはそれぞれの地域の議会運営を目指して自治基本条例、あるいは議会基本条例というようなものが全国各地の自治体でつくられるようになってまいりました。

私はこのことは、いわば法律等による標準的なルールだけに飽き足らず、やはりそれぞれの地域で自主的な自治の運用の方向をつくっていかうということであるということ、地方自治の一つの発展の方向、形態の方向に行っているものであるというふうに考えております。

議会基本条例も、たしか北海道の夕張市のお隣の栗山町というところが、その嚆矢で、始まりであつたかというふうに思いますが、そうした動きが広がっていることは事実でございます、私は、これは今日、御質問の御指摘にもありましたように、なかなか議会の活動というものが主権者、住民の皆さんに見えないということからしても、一つのこうした議会基本条例というようなものをおつくりいただいて、活発に議会運営をしていかれるということについては、私は非常に結構なことではないかというふうに思っております。

（「市長、反問権について、市長、反問権」と21番議員の声あり）

○市長（日置敏明君） それで、反問権でございますけれども、これまでのこうした場に一般質問等における質問というのが、議会のほうから、議員の皆さんから御質問を受けて執行者側はひたすら答弁をします。野球に例えますと、こちらのほうはひたすら守りの回ばかりの、9回全部守りの回ばかりの野球をやっているというような感じがいたしますし、大変厳しい質問にはもだえ苦しむほうの煩悶をすることがたびたびございまして、今回は反対にこちらのほうからそれではということ御質問をするということは、私は、これはお互いに何か攻撃し合うとか、あらをつつき合うとかというようなことではなくて、やはり見ていただいている市民の皆様方に論点であるとか、争点で

あるとか、物の考え方であるとか、そういったことをお互いに明らかにして論議をすると、あるいは質問にもお答えするという意味では、私は必要なことであろうかというふうに思っております。

もし議会基本条例というものをおつくりになるとするならば、私はそれを入れていただいて結構であるというふうに思います。ただ、これはしかし、議会のほうで十分御議論をいただければというふうに思います。

それから、議会活動の可視化という問題ですが、私もある新聞社のアンケート調査に、議会活動というものはもっと見える化をする必要があると、見えるという字に化けるという字を書いた、もっと皆さんに見えるようにすると。よく検察の可視化とかいうようなことをいろいろありますが、市民の皆さんの中にはこうして本会議だけがテレビに放映されるものですから、議員さんの活動というのは年間を通じて本会議の質問のときだけというふうに誤解をされてる向きもあると思いますので、そういう意味では、ふだんのいろんな委員会活動であるとか、そういったようなことも含めて、あるいは単にテレビとかインターネットというだけでなく、先ほどもお話にございました例えば報告の会であるとか、いろんな形で議会活動の見える化をしていただくということも、必要なのではないかとこのように考えております。

そういうものの一環として、各地議会基本条例を今までたくさん定めておられるところの自治体がやっておられるように、年間を通じて何らかのそういった報告活動ということをおやりいただくことも大事ではないかというふうに思います。議会の報告、例えて言いますと、いろいろそれぞれお一人お一人の議会議員活動として、いろんな市政報告会とかいろんなこともおやりになっていると思いますが、それは一種の例えて言いますと、個人商店としての営業活動というようなことで、例えば委員会というような形であったり、また地域ごととかいろんな形で工夫はあると思いますけれども、議会活動というものも活発化していただくのは非常にいいことではないかと思っております。そのために必要な程度の議会の予算というものであるならば、喜んで私は予算化もさせていただくというふうに考えておるところでございます。

(発言する者あり)

○市長（日置敏明君） 議案に対する賛否の公表につきましては、またよくどうぞ議会のほうで御議論いただければというふうに思います。

それから、いろいろと陳情とか要望とかいろんなものが出てまいりますが、これについては、あるいは請願といったような形で市民の皆さんのいろんな声が議会にも届けられるわけでございますが、これはいろいろと議会のほうでもルールがあるようでございますので、適切に対応していただいているというふうに思います。

ただ、今ちょっとお話がございました条例の、最終的にはその願意というものが、条例の制定・改廃に関するようなものについては、本来は条例の直接請求でいくべきかどうかということについて

てどう考えるかということですが、これは当然地方自治法に定めがございますように、12条だったでしょうか、住民の条例の制定改廃に対する直接請求権というのがございます、50分の1の署名ということですが、この形でいかれますと、長は必ず意見を付して議会に付議すると、こういう手続になると思いますが、必ずしもこれでいかなければならないというものでもないというふうに思います。憲法にも国民の請願権というようなものがあって、一定の願意をこれは中央の政府であれ、また解釈とすれば地方の政府に届けるということは一つの国民の、あるいは住民の基本的な権利だと思いますので、何らかの形で、要望という形であっても、また、それを一つ議会として受けとめて議論をしていただければよろしいのではないかというふうに思います。

(21番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ありがとうございます。時間的な配分もございますので、以上で終わります。

二つ目であります。長良川鉄道のあり方という点でございますが、本件につきましては、この定例会一般質問におきましても、これからの質問をふくめまして5名が長良川鉄道という言葉について質問項目に上げておりますが、既に16番議員、川嶋議員のほうから、あるいは取り上げられた議員さんのほうからもかなり、言ってみれば真意について市長の御見解を伺うということでお尋ねありましたので、私としては、要するに長良川鉄道というものの財政負担と、郡上市の、それから実際に郡上市民が受けている、言ってみれば恩恵というか、効果というか、そういうものとのバランスがちょっと崩れておるんじゃないかという意味の点で質問したわけでございますが、一つは180万人余の利用者が、もう最近、近年については100万人を切りまして、80万人ぐらいに減ってきておるとこの現実、そうした、一方収入につきましても、平成2年から平成8年当時には4億円から4億5,000万円ぐらいの収入がコンスタントにあったんです。それが17年、ちょっと古いんですが、2億8,000万円というところまで落ちてきたと、最近はさらにこれが低減傾向にあると、この落差が非常に大きいという、その点でございます。

そこで、特に郡上市においては、高校生を中心とした通学の対象者がその全体の約8割を占めるというふうに執行部側の御意見でも、資料でも述べておられます。そのことをちょっと詳細に見てみますと、これ平成16年の11月8日、これは総務委員会では出されました長良川鉄道の状況につきましてデータが委員会に出されておりますので、これを分析的に見てみますと、高校生の利用については、16年当時、合併前という状態ですが、北高の関係で264名、郡上高校の関係で171名、計435名の生徒の皆さん方が鉄道を使っておると、こういうデータでございます。これが全体の8割を占めるという状況でございます。

したがって、その他の率というのは非常に少ないという、いかに利用者が少ないかというこ

とのこれは私は数字だというふうに思っております。そして、その通学者に対しまして、バスの定期、それと鉄道の定期との差額は当然でございます。バスは高いわけです。その100%が、差額の100%を御支援申し上げる財政的な面はデータとして出ている数字としては、1,680万円ということが差額として出ております。それだけを投入すればバスに転換することは可能という、データとして受けとめておるわけでありましたが、そういうことに比して、いかにも年額通算大体1億2,000万円程度の財政支出というのは、ややバランスに欠けるものではないかという点を指摘しとるわけがありますが、その点に関する市長ないしは事務当局の答弁があればいただきたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 長良川鉄道に対して、財政としてはどの程度までが支援の限度であるかという、これはいろんな見方があろうかと思えます。今のように具体的に郡上高校、北高校の生徒をすべてバス通学に転換をするために必要な額を支援の限度額と考えるかというのも一つの考え方であらうかというふうに思いますし、また、もう少し長良川鉄道全体として考えると、例えば長良川鉄道通学に限らず、通学・通勤ともに定期券というものについては一定の定期割引をしているということになると、例えば定期割引なかりせば、正常に運賃収入を確保していたとすれば、どれだけぐらいあり得るか、それを通学ないしは通勤という沿線住民の皆さんの日常交通の足として提供しているということで、割引をしているということですので、その割引額の総体というようなものを、例えば行政が支えるべき財政支援額の全体であると考えべきかというようないろいろな見方があろうかと思えます。

そして、その次に、今度は沿線の市町で公共的な負担をどのように割り振るかという第2弾の問題と、二つあるというふうに思いますが、いろいろございますが、確かに御指摘のとおり、大変郡上市の負担はそういう意味では沿線市町の負担では約51%余を負担しているということでもありますので、近年、通学・通勤等が非常に縮小してきているという中で、多大の負担を沿線市町でしているという認識は私も強く持っております。

今思っていることは、もうこれ以上この額をふやさないようにするためには、何としても定期外の収入というものを一つの長良川鉄道の経営の柱として確保というものを進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

(21番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 先を急ぎます。次に、3番目に聞いている内容であります。今後の経営方針ということなんですが、いろんな議員の皆さん方からも提言をしました内容に沿って、しかるべき措置をやるべきじゃないかという意味の御発言もあるようでございますが、特に廃線という場

合になりますと、いろんなコストが発生するわけでありますが、そのコストについて一部、これ先ほど申しあげました平成16年の11月8日のこの資料によりますと、一定の数字をもはじき出しております。それは客観的に正しいかどうかは私のほうでは資料ございませんが、それによりますと、平成16年の試算で、白鳥・北濃駅廃止間において、鉄橋と鉄路の撤去費用を100%見ますと、6,600万円という数字が出ております。それから、郡上八幡から北濃間すべて——すべてというか、その区間を廃止するということになると、2億9,000万円の撤去費用ということで計上されております。

これの妥当性については、またいずれの機会に確認をしたいというふうに思いますが、特にその中で鉄橋に関しましては、さきに廃線になりました神岡鉄道において、あそこは廃線しておりますが、相当のトンネル数、鉄橋数を持っております。したがって、その文言の中に、鉄橋については使用期限が切れるという時期が19年度ごろにくると、それを目指して処理をしなければならないということ、相当膨大な撤去費用を算出してあります。しかし、現実には地元業者を活用すること等によりまして、何分の1かに少なくなったというデータもございますが、鉄道が使用期限が切れるということについては、いかなる内容が含まれるのか、この点について御質問したいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 長良川鉄道は現在は鉄道敷というものを、通常は長良川鉄道の所有地を通っておりますので、仮にそれを廃止した場合にどうするかというのは、その後の財産管理ということではあるわけなんです、今の御指摘の点は察しますに、鉄道というものは河川を横断するときに鉄橋を渡ります。そうしますと、いわゆる河川敷、公用の河川敷の兩岸に例えば橋台を設置をしたり、あるいは場合によっては河川の真ん中に橋脚（ピア）を建てて、そして鉄橋という形で渡っております。

したがって、ここの部分について、いわゆる河川敷の使用許可というか、占用許可というものを、ちょっと具体的には期限がどういうふうにそれぞれ区切られているかというのは今ここでは正確には存じておりませんが、そういうものがあるので、もしもう鉄道として利用しないならば、当然撤去してくれと、こういう要請が来るということではないかと思っております。

（21番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） あと時間がありませんので、一つだけちょっと要望しておきますが、今市がこういう郡上地域の公共交通機関総合連携計画、こういうものを私どもにお示しいただいております、これは平成22年9月30日時点ということで、文言が書かれておりますが、この中に鉄道についても若干触れてございます。この中で要するに、ピークから非常に過ぎた、少なくなった輸送

人員の問題、それから1億2,000万円の市の負担が非常に大きいという、そういう問題がまず触れてございます。そしてその後に、幹線公共交通というところの中で、こういう文言がございまして、長良川鉄道に対する負担金は1億2,100万円と大きな負担であるが、運行の効率化や増収対策を図り、維持する必要があるという文言なんです、これは。

しかし私は、このことは、まだそこまで行っておるという状況ということにはなかなかないんじゃないかと、これは相反する内容が若干含まれてるんじゃないかという疑問点がありまして、今後においては、この計画の推進に当たりましては十分な研究・検討がされない、市が二分する形になるような、世論がですね、そういうおそれもありますので、危惧しますので、その点の整合性については今後図っていただきたいというふうに思います。これ要望です。

最後5分でございまして、最後の点であります、外部監査の導入についてをお聞きします。

この件については、以前に議員さんのほうからも御指摘があった事実がございまして、外部監査制度というのが導入ができるわけでありまして、外部監査請求については、個別的な外部監査と包括的な外部監査ございまして、特に私は郡上市においては、個別的な外部監査というような手法を取り入れまして、今後、先ほど言いました直接請求に関するようなく専門的な内容、あるいは最近では単なる市民の方というよりも、団体とか、企業とか、組織的な点を相手にするような形での請求が来る可能性もあると、複雑化するというような点を想像ができますので、それを現在の監査委員さんにすべてお任せするというのでは、いささか不十分ではないかという点において、特に直接請求に関するような点については、弁護士あるいは計理士、公認会計士、あるいは行政上の検査員、会計監査員、そういう人たちの専門的な制度を導入も必要ではないかということで、この点は最後にお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 外部監査制度の導入でございまして、御指摘のとおり、包括外部監査というのと個別の外部監査という二つの制度になっております。包括の外部監査の制度は、政令市であるとか、市町村でいいますと、県はもちろんなんです、政令市あるいは中核市までは義務的な導入がうたわれておるところでございまして、その他は任意ということになります。

個別のにつきましては、この一般市町村においても任意でございまして、御指摘のように確かに非常にいろいろな直接請求等の趣旨が専門的であったり、難易度が高くなると、確かに外部監査制度は、その外部監査をする方の資格が弁護士であるとか、税理士、公認会計士であるとか、あるいは税理士といったような方々に限られてきますので、一つの非常に専門性を要するものについては、そうしたことも一つの方法かというふうに思っております。今後、十分研究をしてみたいと思っておりますが、県内では現在のところはそういうものを導入している一般の市町村はないということでございます。

監査の強化につきましては、例えば現在監査委員さん2人ですが、地方自治法上は2人ですけども、例えば監査委員を条例によって増員するということも可能でございますし、そういった一般の従来からの監査と、それから外部監査のいろんな長短、いろいろあると思います。経費がかなりかかるというような問題もございますので、この辺はまた代表監査委員さんなどともよく御意見を聞きながら、今後検討してまいりたいというふうに思います。

(21番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で金子智孝君の質問を終了いたします。

◇ 上 田 謙 市 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、11番 上田謙市君の質問を許可いたします。

11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

質問を始める前に一言申し上げます。このたびの東北関東大震災によりまして、犠牲となられました方のご冥福と、被災され避難生活を余儀なくされておられる方々に衷心によりお見舞いを申し上げます。どうか一刻も早く復旧・復興に向けての国の施策は着実に推進され、希望という大きな光が被災者の皆様の前に明るく輝くことを願っております。

それでは質問に入ります。初めに、市政運営の基本的方針について市長にお聞きをいたします。

市長は来年度に向けての施政方針の中で、郡上というふるさとの大地にしっかりと根を張って、みんなで力を合わせて将来の活路を切り開いていきたい、そのように訴えておられます。

中濃4市の市長がこの1年のかじ取りをどのようにされるのか、まちづくりにかける思いの一つの文字がことしの一文字というタイトルで、新年早々の地元紙新聞に掲載されております。日置市長の「ことしの一文字、一文字は「根」でありました。1,800年の風雪に耐えてそびえ立つ、石徹白の大杉を見上げるとき、地中深くみずからによって立つ土壌にしっかりと根を張ることの大切を教えられる。ふるさと郡上の持続可能な地域社会づくりを進めたい。昨年の「地」に続き、地、大地の地、地域の地であります。ことしは「根」の一文字に思いを込め、ふるさとの大地に根を持つこと、根を育てることを大切にしたい、そのように日置市長は一文字への思いや願いを表現されておられます。

昨年の「地」には、不況のあらし、政治改革のあらしが吹き抜ける今こそ、ふるさとの地をしっ

かり踏みしめて立ちたいという願いの一文字でありました。私は、日置市長のふるさと郡上をこよなく愛するという情熱と、郡上をとわに安全に安心して暮らせる地域にしたいという大きな志が日置市長の揺るぎない信念として、思想としてより多くの市民の皆様に率直に伝わり、市長の考え方が市民に共通する認識として高まっていき、郡上市民としての連帯感、きずながますます深まっていくようにと願っておる一人であります。

市長は、御自身のそうした思いや願いがより多くの市民に伝播するため、広く伝わっていくためには、どのような方策をお考えになっておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、まず、毎年中濃4市の市長が新年にかけの思いというんで、一文字書いてくれと言われて、実は毎年脂汗をかきながら何を書いたらと思いつながら、また、かつまた金くぎ流の字を書いておるところでございますが、先ほどそのときに一緒に書いたコメントを上田議員さんに読んでいただきましたけども、私のイメージにあるのは、やはり郡上というこのふるさとが、まさに石徹白の大杉にダブって見えるようございまして、今、今回あの大杉の保存調査等を専門家にやっていただきましたが、お聞きをいたしますと、あの大きな幹のもうほとんどの部分は枯れているというか、そういう状態で生きている部分は本当の3割から2割ぐらいのところが生きて活動しているということで、あの大樹を支えているわけでございます。

そういう中を見ると、やはりあの大樹を、巨樹を支えているのはこれまで先人がつくってくださって、もういわゆる歴史、文化ともいべきそういう幹の部分と、そして、しかし今日脈々として生命を続けているのは、やはり目に見えないけれども、その地中に張りめぐらされている根であるということを見ると、やはり根を大切にすることが非常に大切だなあというふうに思っておるわけでございます。

その昔、大学生のころに読んだ「シモーヌ・ヴェイユ」というフランスの哲学者、ユダヤ系の哲学者の「根をもつこと」という本があるんですが、その中で彼女は、やはり人間というのは職業であるとか、言語であるとか、郷土——ふるさとですね、ふるさとなどに複数の根をもつことを必要とするということを言っております。

一つだけではなくて、言語も言葉もそうでしょうし、生まれ育ったふるさとというものもそうですし、あるいは仕事というものもそうかもしれませんが、人間存在を支えるものは幾つかの根を持っていないといけない。その根をこぐということが最も人類にとっていけないことであり、そしてまた人間はやっぱり根づきというものをしていかなきゃいかんということを言っているようですが、そういう意味でやはり切り花の美しさではなくて、やっぱり根を持って生命活動がしていける地域社会をつくっていきたいという思いでございます。

こういう思いをいかに伝えるかということでございますが、なかなか苦手でございましてあれですが、いろんな場面、懇談会であるとか、その他いろんな形で、こうしたことを市政の責任を負っているものはやっぱり自分の考え方もいろんな至るところで申し上げていかなければいけないというふうに思っております。余り大上段なことを言うのはちょっと余りどうも苦手なものですから、余りあれなんですけども、やっぱり基本的にはそういう考え方の中にきめ細かないろんなコミュニティーの位置、それもコミュニティーも一つの根だと思えます。そういうものを維持していくための政策等をきめ細かくとってまいりたいというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 18日の夜でしたが、村が抱える豪雪、多死多病、そして貧困という3つを克服しようとして立ち上がった岩手県旧沢内村の深沢晟雄村長の奮闘の日々を描いた映画「いのちの山河～日本の青空Ⅱ」を鑑賞する機会に恵まれました。映写前に、日置市長の解説もありましたので、一層内容への理解が深まりまして、感動の一言に尽きる本当にすばらしい作品であったというふうに思っております。

一般質問の初日に、日置市政にはもっと物語性といいますか、ストーリー性があったらというような話がございました。私、本年度から始まります、仮称ですけども、自治基本条例の制定に向けて日置市長が深沢村長のような行脚と対話、そのような精神でふるさとを愛する信条を熱っぽく語られ、郡上の将来への大きな願いというものをしっかりと訴えていただければ、このことが大きなドラマの誕生になるんでないかというふうに思っております。

作・演出日置敏明市長、主演は市民の皆さんかもしれませぬけれども、私ども議員も個性のある役者としてその物語に登場できればいいなというふうに思っております。

また、そうした郡上市民に今よりももっと連帯感といいますか、きずなというものが深まってくれば、今回の大震災で自主防災組織はどうなんやろうというような市民の皆さんから不安の、懸念する声も聞かれますけれども、そうした自主防災組織のしっかりした確立とその活動の充実に向けても役立っていくんでないかというふうに思っております。

次に、地域貢献する地元企業の認定制度と特典についてお尋ねをいたします。

この質問は、昨年9月定例会に通告をさせていただきましたけれども、質問時間の都合でできませんでした。このたび市では、地域貢献企業登録制度の制定に向けて取り組みを始められましたので、今回この制度に対する私なりの考えも含め、質問をさせていただきたいと思えます。

現在、市内の企業や法人、個人を問わず、事業所の多くが郡上市の福祉や教育、雇用などの分野で地域社会の発展に大きく貢献しておられます。私は、そうした企業や事業所の社会的評価が高まることによって、地域になくてはならない存在になってほしいというふうに願っております。

郡上市では、協働による民間能力の活用の視点に立って、昨年度からただいま言いました地域貢献企業登録制度、このことについての検討がなされ、先日その概要、まだ案の段階かもしれませんが、書面で議員にも示されたところであります。

そこで、地域貢献企業登録制度の制定に向けての取り組み状況と概要はどのようなものであるか、お尋ねをいたします。

質問させていただいて横着な話ですけども、質問時間の都合もありますので、簡潔な御答弁でお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 蓑島商工観光部長。

○商工観光部長（蓑島由実君） お答えします。

企業の地域貢献活動、表に見える、見えないにかかわらず、いろんな企業がそうした社会活動をやっていただいております。これの23年度の施行に向けて現在関係要綱の案を策定しまして、内部で最終調整をしておるところでございます。さきの平成23年度予算案にも認定プレートの策定と一部の予算案を提出させていただいたところでございます。

そうした企業の貢献活動に対し、郡上市地域貢献企業として認定をしまして、そうした活動をさらに促して、そして市民と企業と行政が一体となったそうしたまちづくりを進めたいということでございます。

貢献活動の内容でございますが、多岐にわたるということでございます。例えば、防犯、防災、あるいは環境保全や環境美化、青少年育成、教育、まちづくりや地域コミュニティ、また子育て、社会福祉、また交通安全やボランティアやいろんな慈善活動、いろいろな多岐にわたって申請により審査を経て認定をさせていただきたいということで、この23年度ぜひ発足したいと思っております。

（11番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） ただいま郡上市版の地域貢献企業の認定制度についてお話をいただきました。この地域貢献する企業を登録あるいは認定する制度というのは、インターネットなんかで見ますと、横浜型地域貢献企業認定制度が全国的に知れ渡っているようであります。

横浜型地域貢献企業認定制度は、地域貢献の視点で雇用や環境などの事業活動に取り組んでいる商店や企業の成長や発展を行政が支援することを目的としております。

埼玉県和光市では、和光市企業市民認定制度という事業名です。企業も市民としての位置づけかとも思うんですが、和光市企業市民認定制度という事業名であります。そこでは、認定された場合のメリットの一つとして、建設関連企業が認定されますと、総合評価方式の入札の際に加点対象になる、建設関連企業が認定をされますと、その評価方式の入札の際に加点対象になるというような

その旨が明記をされております。

行政がしようとしている福祉や教育、雇用などの活動に協力してくれる企業や事業所を、行政が支援するという事は、地域の人にとっても好ましいことであると思います。

例えば、地域消防団への入団を理解してくれる企業や事業所を、何らかの形で行政が支援することで加入が促進されるというふうな事になれば、地域の安全・安心につながってくると思います。そして、地域貢献をする企業が増加するという事は、地域社会の重要な担い手をふやすことにもなります。市長は、地域貢献を認証をされた企業や事業所に特典、恩典とでもいいですか、またメリットを付与することの必要性、そして企業や事業所がそうした地域貢献活動に取り組みやすい環境の整備について、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 企業というものの最大の貢献は何かということと考えますと、それは、その企業が行っております企業活動というものを通じて、すぐれた製品を世に送り出したりサービスを送り出すということがまず一つと、それから、企業活動を通じて雇用を生み出す、それを維持していくということが二つ目、それから、3番目は、私たちの立場からすると、納税をしてくださるという、この三つがまずは基本的なものだというふうに思います。

しかし、今お話がありました、そうしたものにプラスアルファと申しますか、ということで、さまざまな新しい公共を担うという機能を果たしていただくということでございます。

そういう意味で、そうした企業というものを私どもは公共の市民代表として世の中の方に知ってもらおうという形で、一種の顕彰と申しますか、そうした社会への貢献というものを広く市民の皆さんに知っていただくようにすると、これが認証ということをしていただきまして、そしていろいろと企業活動にそういう意味では多少なりともプラスになるようなPRと申しますか、そういうこともさせていただこうかというふうに思っております。

今の和光市のような形で具体的に総合評価制度に、総合評価方式による入札等における貢献度の評価を加算するというようなことも一つの方法かと思っておりますので、そうした点についてはまた、いろいろ具体的なメリット、デメリット、いろいろあるかもしれませんが、検討はしてまいりたいというふうに考えております。

そして、やはりこうした貢献ということをしていただきやすい環境づくりというのは、非常に経済が厳しい状況の中で、企業運営もぎりぎりの線でやっておられるので大変難しいことかと思っておりますけれども、やはりそれは私たちがこの制度を通じて市民の皆さんも、やはりそうかそういう企業ならばひとつ今度は逆にその企業を支えていこうかということで、例えばそういう地元の企業の品物を買っていただくとか、いろんな形でそこが善循環する、いい循環をするような、そういうふうになっていけばということで考えているところでございます。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 私も市も市民もそうした貢献に協力してくださる企業も事業所も一緒になって郡上市の協働、協力して働くという協働参画で進めばいいなというふうに思っております。

そこでは、個別に企業の方に聞きますと、そんな見返りを考えているんなことでの社会奉仕をするんじゃないとは言われますけれども、やはり長続きしようと思うと、そうしたことも行政のほうでやっぱり配慮する必要があるんじゃないかと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

私ごとで恐縮なんですけれども、議員になる前から保護司という役を拝命しております。保護司とはどんなことをするのかというようなことは、端的に言いますと、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアであります。保護司として一番頭を悩ませる事態になるのが、犯罪や非行をした保護観察中の者に対しての就職活動です。なかなか就職先を見つけるということが困難であります。しかしありがたいことに、そうした事情を承知の上で保護観察対象者等を雇用して、再犯の防止と安全・安心な地域社会づくりに貢献してくださる協力雇用主の企業や事業所が、この地域にも存在をしております。市の先ほど部長から説明をいただきました認定制度の概要には、社会福祉の活動事項に、高齢者または障がい者の雇用に関する活動とありますけれども、私としては、ぜひとも、保護観察対象者等の雇用も加えていただきたいというふうをお願いをいたします。

さらに、社会を明るくする運動を初め、犯罪予防活動等のさまざまな場面ですけれども、更生保護事業に協力していただいております企業や事業所があります。そうした企業や事業所は、この活動参考事例の防犯活動に関する地域貢献者というような位置づけの評価をしていただければかというふうに思っております。これは突然のお願いでございますので、御検討いただきたいというふうに思いますけれども、特に市長からお言葉があればいただきたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 保護司の皆さんの活動というのは大変地域社会に対する公益性の高いものであり、これはまさに地域に対する貢献であり、そういう職員をそういう保護司としての活動をするという形で容認していただいている企業は一つの社会貢献企業であるというふうに思っておるところでございます。

ちなみに、郡上市役所も幹部職員何人かが保護司として活動しておりますので、そういう意味では社会貢献企業の一角を占めるかもしれませんが、今お話にあったようなことは十分その地域への貢献ということで理解ができますので、含めて考えるように検討したいと思います。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、3番目の質問であります。郡上事業の成果と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

市長が提唱されております郡上とは何かということを手持ちの資料で探りますと、郡上のこれまでと今を学び、郡上とは何であるかを知る学問の「学」、郡上のこれからを考え、行動するため、郡上をいかにすべきかを探求する「学」と、そのような解説がなされております。

郡上は、中央公民館の市民講座を初め地域地区公民館での学習活動、学校教育での宿泊体験学習等の多岐にわたって、今や郡上市民として習得すべき必須の講座として定着した感があるように思っております。

本年度は、代表的な郡上の歴史をテーマに10回コースで展開されました。その郡上総合講座は、市民の皆さんの関心も高く、毎回好評であったと聞いております。

そこで質問ですが、これまでの郡上事業の実績と成果をどのように評価しておられるのか、お尋ねをいたします。そして、郡上事業の中でも、ただいま触れました、特に郡上総合講座については、郡上市民としての一体感を醸成するという効果が最も期待できる事業と私は考えておりますが、23年度の実施方法と学習内容はどのようなものであるか、お尋ねをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、郡上事業の推進について、本年度取り組んできたその成果、これは実績も含めますが、それから課題について、さらに23年度の郡上総合講座について順次お答えをしたいと思います。

まず、郡上総合講座でございますけれども、初回に日置市長のほうからふるさと再生と郡上ということで、郡上の役割について講話をしていただいて、それ以後、それを含めてですけども、10回開催をして、延べ1,078人の受講者がございました。1回当たりほぼ100人ということになります。最も少なかったのが、大雪のときの45名でしたけれども、それ以外はおおよそ100人ほどの出席をしていただいております。

特に、内容としては、先ほども市長の答弁にもございましたけれども、いわゆる郡上の歴史とか文化、幹に当たる部分として特に特色のある白山文化ですとか、あるいは古今伝授ですとか、城下町の歴史、そうしたものを主な内容としてきました。

いずれも3回の構成で展開をしてきましたけれども、1回目については、歴史の概要や特色について御理解をいただいて、2回目に、そうした例えば白山文化というのは、どういう意味、あるいはどういう値打ちを持つものかということについての認識が高まるように、さらに3回目には、それを暮らしにどのようにして生かしていったらいいかという学ぶことと、認識することと、考えることという、そういう組み合わせで3回構成として実践をしてきました。

それ以外に、郡上につきましても、地域公民館ですとか地区公民館の講座がございますが、こ

これはおおよそ70回で延べ890人ほどの参加をいただいておりますので、両方合わせると2,000人ほどの市民の皆様方に御出席をいただいたということになるかと思います。

そこで、どのような評価を私どもがしているかということですが、一つの成果としては、市の特色ある歴史を取り上げて、その歴史を生かした取り組みですとか、あるいは今後のあり方を内容としたということで、地域学としての成果としては、かなり上がってきたのではないかとことを思っております。

それから二つ目に、郡上学の総合講座と地域公民館、地区公民館との郡上学の関連講座を組み合わせたということによって、比較的幅広い展開ができたのではないかと、さらに小・中学生を対象とした、いわゆるふるさと塾ですね、これによって子どもたちにふるさと学習を体系的に学んでいただくことができたというふうにも考えております。

ただし、やはり課題もたくさん残っているというふうに私たちはとらえております。ふるさと再生という郡上学の使命を踏まえますと、教育委員会で今実施をしております例えば公民館の体制といますのは、人々の横のつながりをつくり出す一つの仕組みとしてとらえておりますし、その仕組みに魂を吹き込むのが郡上学だというとらえ方をしておりますが、そういうことを考えますと、さらにふるさと再生の郡上学という使命を踏まえた上で、充実を図っていかねばならないということを考えています。

具体的に申し上げますと、まだ参加をしていただく市民の方は、数が少ないというふうにして見ておりますので、講座の内容について、自然あるいは産業、もう少し幅広く内容を盛り込んで多くの方に参加をしていただきたいようにするという、それからもう一つは、総合講座と、他の講座との関係がわかりにくいという御意見もございますので、郡上学の体系としてわかりやすい計画をつくっていくということ、それからもう一つは、郡上学の総合講座も郡上学の地域公民館の学習講座もそうですけれども、ある意味では、市長公室を含め、すべて市役所の各部局の職員の特色といえますか、個性を発揮していただく、ある意味では職員的能力発揮の場でもあると思いますので、そういう意味で市役所職員の力も発揮していただければということの一つの課題として思っているところです。

そうした課題を踏まえまして、来年度23年度の計画の内容でございますが、ふるさと郡上の自然、歴史、産業の理解を深めるということを目指して、来年度は「水」をテーマにした講座内容として展開をしていきたいと。5月8日を第1回として年間8回の講座を展開していきたいということを今計画をしております。

取り上げる対象地域として、高鷲、それから和良、美並、明宝の歴史、そして自然とそれを生かした産業を内容としていきたいと思っておりますが、もう少し具体的に申し上げますと、例えば高鷲地域でいいますと、源流の森を守り、高原の開拓を進めてきた歩みについて学ぶ。それから和良

地域でいいますと、和良川の自然と日本一のアユをはぐくむ取り組みについて、美並地域でいいますと、円空を育てた山や川といかだ流しなどの水流について、明宝地域でいいますと、里山の自然とむらおこしの歩み、こうしたことを内容にしたいというふうに考えております。

また、その運営の方法ですけれども、先ほども申し上げましたが、市長公室あるいは農林水産部、それから商工観光部、市内に、市役所の中のいろいろな部局の応援ですとか、あるいは各地域の振興事務所の協力を得て講座の運営をしたいというふうに思っておりますし、講師として農林業ですとか、あるいは漁業、さらには経営者の方、NPOの方、できるだけ幅広く皆さん方の御協力を得て講師としてお願いをしていきたいと。さらに運営方法ですが、これは講義を聞くという講座だけでなく、現地の見学、時には交流会など、そういった多様な方法を取り入れながら、楽しみながら参加をしていただくということで、少しでも御出席、さらに参加を続けていただく方を多くしたいというふうにして、来年度取り組んでいきたいというふうに考えております。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 詳細にわたってお話をいただきましてありがとうございます。

この郡上学総合講座、ことしは白鳥、大和、八幡が地域としてはテーマであったように思っております。先ほど言いました一体感ということになると、多少心配をしておりましたが、来年度は今教育長からお話があったように高鷲、明宝、和良、美並、地域としてはその地域の水をテーマとした講座を8回設けるということで安心しました。

そして、私も手帳をもらってできる限り総合講座に出席したいというふうに思っておりますが、なかなか出席する機会がとれませんでしたが、図書館に行きますとDVDにおさめられた講座がありますので、それを見せていただくことによって講座に出席した臨場感というものが出ますし、勉強させていただきました。

この郡上学事業については、先ほども冒頭質問で申し上げましたけれども、日置市長の提唱ということで始まったということでもあります。郡上学総合講座の第1回目のときに市長さんのお話を聞かさせていただきました。その折、生涯学習で名をはせた掛川市のことについてもお話をいただきましたし、郡上学にかける市長さんの願いといたしますか、ねらいといたしますか、そのことも承知をしたわけですが、せっかくの機会でありますので、この郡上学にかける市長の思いを改めてお聞かせいただきたいと思っておりますし、これまでのこの実績評価について、どのような所感を持っておられるのかお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） まず、私が提唱させていただいたということをおっしゃっていただいておりますが、この事の本質自身は昔から郡上のやっばり郷土というものを学び、そして郷土をみずから

の力で、みんなの力でおこしていこうじゃないかという、いわば昔からあったことそのものでございまして、言い方はいろいろな言い方があって、それをたまたま郡上学と言って、掛川学というようなひそみに倣ってそういうことを言っておるということで、事はそれほど新しいことでも、あるいは奇抜なことでもない、普通のことであるというふうに思っております。何としても、まだなかなか必ずしもフル稼働というところまでいってない面もございしますが、本当にしかし教育委員会のほうには、本当に全力を挙げてこれに取り組んでいただいておりますし、また、これは単に教育委員会だけの話ではなくて、全庁的に取り組まなければいけないことであるというふうに思っております。非常にこれまで教育委員会中心によくやっていただいておりますし、また、市民の皆さんにも大きな関心を持って参加いただいていることに対しまして、心から感謝をしたいというふうに思いますが、さらに充実をさせていきたいというふうに思っております。

ことしの事業として、教育委員会のほうでやっていただく総合講座と、それから私ども市長部局のほうで、企画のほうの予算で組みました郡上ふるさと考現学講座というのもいわば今の郡上の実態を学び、それを踏まえて、どう行動していくかということでもありますので、究極は、やはりこの郡上を担っていただく人材育成といえますか、そういうことであろうかと思えます。あるいは、もう市民自身がやっぱりそのふるさとづくりの当事者であるということも思っていたら、みんなでやっぱり取り組んでいくという運動、ムーブメントとしてもやっぱりこれを今後とも続けていきたいというふうに考えております。

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

（11番議員挙手）

○11番（上田謙市君） ありがとうございます。繰り返しの言葉になるかもしれませんが、この郡上学事業がうまく作動することによって、市民参画事業やと思えますけれども、郡上市民が郡上学を通して郡上市民としての一体感、そうしたものが高まっていき、本当に自分たちのふるさと郡上を、市長が言われるように、大事にしながら、永久に安全・安心な地域として残していくんやというような、こうした熱い思いが市民の皆さんにも伝わって、すばらしい郡上市づくりにもみんなで取り組めるようになれば、本当にいいなということも思っております。私ども議員もその一助を担う役でありますので、頑張ってまいりたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（池田喜八郎君） 以上で上田謙市君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時35分を予定いたします。

（午後 2時20分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 森 喜 人 君

○議長（池田喜八郎君） 2番 森喜人君の質問を許可いたします。

2番 森喜人君。

○2番（森 喜人君） 2番 森です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

まず冒頭に、東北関東大震災におきまして被災をされまして、亡くなられました皆様方に心から御冥福をお祈りしたいと思いますし、そして、今なお被災に遭われて本当に苦しんでおられます皆様方にお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、早速であります。1番から4番まで質問を準備させていただいておりましたけれども、3番につきましては、8番議員のほうでほとんど質問されましたし、4番の森林保護につきましても、16番議員が質問されましたので、割愛をさせていただきたいと思います。二つに絞って質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

一つ目の教育についてでございます。先般、文教民生委員会の教育長のあいさつ、ごあいさつがありまして、そこで二つの高校との交流を重視していきたいという旨のことがございました。大変大切なことだと以前から感じておりましたし、郡上市として重要なことにつきましては、岐阜県へもぜひ御進言をいただきたいというふうに思います。そこで、今回、次の質問をさせていただきたいと思います。

入学試験が終わりまして、子どもたちも新たなスタートをするわけでありまして、高校受験があり、また、大学受験はほぼ終わりました。そこで、まず一つ目でありまして、中学校から二つの高校への入試の結果ということで、実は、きょう私は高校へ行って資料をいただいてまいりまして、郡上高校につきましては、定員が280名で13名減と、13名割れということでございました。それから、郡上北高につきましては5名減というようなことでございまして、両校とも少し少なかったということでございます。そうしたことにつきまして、この結果について、さらには北高につきましては、中高一貫教育という視点から、どういうふうに評価しておられるか、教育長さんにお伺いしたいというふうに思います。よろしく願いします。

○議長（池田喜八郎君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、二つの高校の入試の結果についてお答えをさせていただきます。

先ほど、郡上高校で聞き取りをされたということです。私がきょうお答えをしますのは、3月16日の午前9時現在の数字でございますので、多少違いがあるんで、それは辞退者が出た可能性もあ

りますので、そういう意味で御理解いただければと思います。

まず、この市内の中学生の高校への進学状況ですけれども、これまでの傾向として、郡上高校へは約50%、それから北高校へは30%進学しておりますので、大体例年80%ほどの生徒が二つの高校に進学しているということになります。全体の進学率が98%ほどですから、およそ20%近くの生徒が他の地区の高校へ進学をしています。そこで、今年度の各校の合格者数ですけれども、郡上高校につきましては、これは定員と合格者の順に数字を上げさせていただきます。

郡上高校が普通科が120名のところを114名で6名の減、それから総合が80名のところを79名で1名の減、それから食品流通が40名のところを38名で2名減、それから森林科学が40名のところを35名で5名の減、トータルで14名ですが、先ほど13名というお話がありましたので、どこかの科で辞退者が出たんじゃないかなというふうに思っております。

それから、郡上北高校ですけれども、普通科が120名のところを116名で4名減、情報コース、これは40名のところは40名で定員どおりでございます。なお、この情報コースにつきましては、来年度からビジネスコースというように学科名が変更になります。それで、今お話がありました生徒の進学にかかわっての指導も含めて、どういう状況にあるかということですが、生徒の進路先、いわばこれは進学先というふうに御理解をいただければいいと思いますけれども、最近の生徒といいますのは、進路の目標というのが比較的具体的に定めるといえることが多いという、そういう傾向があります。その中でも、資格ですとか、技能ですとか、そういったものを取得というのを目標にして進路選択をする場合がかなり多いように思っております。その際に、やはり実業系の学科を選択するということが多くなっているようにも思います。そういう状況もありますので、生徒は比較的進路の目標を具体的に定めておりますので、進路指導の場合に、本人の目標ですとか、あるいは個性ですとか能力ですとか学力ですとか、活動の状況といったものを総合して、保護者と本人と担任、あるいは場合によっては進路指導も入りますが、3者で話し合いをして進路を決めていくということになりますけれども、基本的には保護者と、それから生徒のほうで決定すると。したがって、学校のほうで、こちらへ行きなさい、あちらへ行きなさいといったようなことについての指示をするということはありません。したがって、今の状況では、普通科の特色がわかりにくいというような意見があることは確かです。進学率が100%近い状況の中で、生徒の進路を考えますと、できるだけ選択しやすいという生徒の立場に立った場合には、やはり学科の編成も含めて、普通科の特色をもう少しわかりやすく示していくということが必要ではないかなということを思います。

なお、中高一貫教育につきましては、後ほど御質問でもあるようではありますが、入学試験のいわゆる志願者の数とどのようにリンクしているかということにつきましては、まだ、1年目でございますので、明確なことは言えませんので、そのことについては申しわけないんですが、答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

(2番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 森喜人君。

○2番（森 喜人君） 少し前です。今はもう結果が出たんですが、普通科に対する、非常に、今教育長も言われましたけれども、そういう専門分野に希望しておられるということで、普通科が非常に実は少なかったんです。何とか多くなったということもありましたが、そしてもう一つ、森林科が非常に多くて、テストの前までは21名ぐらいオーバーしておったんですが、それが全部北高に回ったというようなこともお聞きしました。そうした意味で、非常に中学生の生徒たちが、高校受験でこれだけ振り回されているというような状況ということがあるというふうに感じたもんですから、そこら辺を何とか今後指導していただきたいなど、今までそうしたことが多分なかったと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますし、もう一つ、特色化選抜というのがあるわけです。これは半々ずつ前に半分、定員が120名であれば60名とって、そのあと一般の関係で60名とるという、そういういわゆる受験体制なわけですが、これは岐阜県だけで、どこでも岐阜県のどこへ行ってもそういったことは言われるんですけども、この特色化選抜のこれ導入の意味も含めて、やっぱり多少問題があるんじゃないかと。受かった子はもう楽やし、これから受験しなきゃいかん子は本当に一遍特色化落ちとると余計なんですけども、余計また次の試験受けんといかんもんで、大変なんです。そうしたことも含めて、私はこれを県に進言してほしいんですが、やめてほしいと思っているんです。そういったことについてどういうふうにお考えでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） それじゃ、特色化選抜とその課題といえますか、そのことについてお答えをしたいというふうに思いますけれども、原則的には県の教育委員会のほうで考えていただくということになろうかと思っておりますので、学校の現場の声を踏まえながら、こういうような意見があるというお答えということになろうかと思っております。

まず、特色化選抜ですけれども、入学者の選抜については、特色化選抜と一般選抜の二通りの組み合わせで行われていますが、特色化選抜につきましては、2002年、平成14年から、趣旨としては、入試の多様化と高校の特色化、これを主な考え方として導入をされました。特色化選抜の定員ですが、これは導入時は、普通科の場合ですけれども20%を上限とするという、そういう定員の枠が決められておりました。それが、今年度は普通科の定員が50%までということになりましたので、かなり多くの学校が、この特色化選抜で50%という定員の設定をしたようです。この特色化選抜につきましては、入学試験と、それから合格の発表が2月の中旬なもんですから、一般選抜の入試と合格の発表が3月の中旬ということを考えますと、おおよそ1カ月の期間があります。そうしますと、受かった子は受かった後の学習に対する意欲づけをどうするかという問題がありますし、残念なことに不合格だった子は、その不合格の子に対する補充の指導ですとか、あるいは心のケアの問題も

ありますので、そういう意味で非常にきめ細かな進路指導が必要となってくるというふうに思います。こうした問題につきましては、やはり学校の現場のほうからも、入試の期間が長いということ。それから一般選抜と特色化選抜の違いがわかりにくいということ。さらには普通科の特色がわかりにくいということ。また、生徒の負担が大きいと、こういった意見が出ております。こうした意見が出ておるとい背景がありますので、県の教育委員会としては、これは松川教育長の県議会での答弁にも入っておったんですが、導入の趣旨が生かされているかどうかというのをきちんと検証をして、公立高校の入試制度のあり方を検討する諮問委員会を設置し、その諮問委員会の答申を受けて入試の制度を改めていきたいと。このことにつきましては、2013年の春の入試以降がおおよその期間のめどとなっているように、私は聞いております。この諮問委員会の委員の中には、市町村の教育委員ですとか、中学校、高校の校長、また、PTAの会長が選ばれておりますので、現場の意見とか要望は、そういった方を通して伝えられるというふうに思いますが、私ども教育長という立場で言いますと、都市教育長会がございまして、そうした都市教育長会の中には、松川教育長も含めて、県の職員が出てまいりますので、そうした機会に要望なり意見ということで申し上げることはできますし、また、各市の校長会は校長会としての意見を、そうした諮問会に届けるということが可能ですので、そうした機会を生かしながら、やはり子どもたちが選択をするという大事な趣旨が十分生きるように、そして高校の特色が生きるようにということで、これからも具体的な提言は進めていきたいというふうに思っております。

(2番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 森喜人君。

○2番(森喜人君) はい、ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にいきます。中高一貫教育はさっき出しましたので、あれですが、次です。郡上市の奨学金制度につきまして質問させていただきたいと思ひます。

これは、条例改正で今回の議会にも出ておまして、23年から27年まで延期されるということですが、ただ、これ実績を見てみますと、非常に一時金です。一時金50万円でありますけれども、これが平成20年に5件と、それから平成21年に4件ということで、20件までオーケーなんです、非常に郡上市の奨学金制度を使っておられる方が少ないということでございます。平成22年度の様子をまずお聞きしたいというふうに思ひますし、それから、これ恐らくは周知の徹底がなされてないんじゃないかということがまず一つと、それから、もしかして、これは20件まで貸せるということは、もうちょっとこれ条例改正しなきゃいけませんけども、要するに2年生以降も借りられるような体制にできないかということでお聞きしたいと思ひます。

○議長(池田喜八郎君) 青木教育長。

○教育長(青木修君) 奨学金の制度、一時金を中心にお答えをしたいと思ひますけれども、まず、

なかなかこの制度の趣旨が理解をされていないんじゃないかということにつきましては、やはり私たちも十分その情報が市民の皆さんすべてに行き渡っているというふうには思っておりませんので、現在のところ、1月から広報無線の放送ですとか、それからケーブルテレビの文字放送、また、広報の郡上、そして特に高校の担当の先生のほうから、そうした奨学金について郡上市の奨学金全体についてお話をさせていただく会を持っておりますけれども、もう少しその他については、どうすればもっと知っていただけることができるかということについては、さらに工夫はしていきたいというふうに思っております。

なお、一時金につきましては、実績は今お話をいただいたとおりで、20件の予算というのを確保しているんですけども、20年度は5件、21年度は4件、22年度につきましては今のところどうも5件ほどあるようです。そうしたときに、大学の2年生にまで拡大はできないかということですけども、この一時金につきましては、特例期間を設けて行っている制度であるということと、もう一つ、入学時に入学金ですとか、あるいは入学に必要なさまざまな費用に充てるという目的を持っておりますので、そういう意味で言いますと、入学時に限定をすべきでないかなど。したがって、これは財政的なことも含まれるわけですけども、入学時に少しでも多くの皆さん方に御利用いただくということを考えますと、現在のところ2年生以上に拡大をするということは、ちょっと無理ではないかというふうに考えております。

(2番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 森喜人君。

○2番（森 喜人君） すいません。無理だということなんですけれども、非常に親というのは2年生以降も、非常に実はお金必要なんです。そういったこともありますので、ぜひ検討をしていただきたいなと思いますし、それが難しければ、本当に周知の徹底をもっとしていただきたいなと思います。

もう一つ問題があるのは、これは大学受験というのは大体11月ぐらいに合格発表する場合、要するに推薦入学なんてのは、11月にもう発表が出ちゃうので、それで国立は3月の末ぐらいになりますと、これ周知徹底したら、早く合格した人が借りられちゃって、国立に行く子は借りられないというような問題も出てくるんです。そうしたこともちょっと検討していただいて、やっぱり決して楽な親はいないと、今、思います。ですから、そこら辺をもっと有効に20件、1,000万円を有効に利用していただきたいということをぜひお願いしたいと思います。ちなみに、私も今回お借りをさせていただいたんですけども、本当に助かっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間が余りあれなんですけど、一つだけ、商工観光部長にお尋ねをしたいと思います。

高校と郡上市の連携ということで、やはり商工観光部との連携ということも非常に重要だというふうに思っています。わがまちビジネスアイデアコンテストというのが今年初めて行われまして、

全国の高校で高専、高校高専です。116校、それから765の提案がされまして、その中から38チームが1月に東京に集まって、郡上高校が5チームの最高賞、わがまち維新大賞に選ばれました。これがいわゆるまんじゅう、何まんじゅうでしたっけ、シイタケまんじゅう、シイタケまんじゅうです。シイタケまんじゅうが選ばれて、私も2回ほど試食をさせていただきましたけれども、大変おいしくいただいたんです。それで、これにつきます、彼らの夢です。夢があるんですが、1年目にはコンビニエンスストアや道の駅など販路を開拓して、量産できる企業と連携をしないと。それから5年目にはスキー、大根、牛乳の高鷲三白に続く郡上四白でメジャーをとりたいと。それから50年たちますとどうなるかという、現在は遠くからその木を買っているんだそうです。原木を買っているんだそうですが、シイタケ原木です。それを郡上市でこの原木をつかって、そしてその山を守っていこうというようなことも考えておるわけです。そうしたこともやっておられますので、ぜひ販路の開拓とか、八幡のどこかあいてるところのスペースを貸してあげて、そうしたところで売ってもらおうとか、そういったことをぜひ考えてほしいと思いますが、観光部長どうでしょう。どうします。

○議長（池田喜八郎君） 蓑島商工観光部長。

○商工観光部長（蓑島由実君） 郡上高校のシイタケまんじゅうについて、少しお話をさせていただきます。郡上高校の食品流通科が授業の一環として、生徒たちが自力でこのシイタケまんじゅうというのを開発しまして、そして商品化し、一部、校内でも販売し、また、食の祭典等でも実際に販売体験をしたというようなことでございまして、今、おっしゃいましたように、全国信用金庫協会のビジネスアイデアコンテストにおいては最優秀に相当します信用金庫わがまち維新大賞を受賞したということで、本当に喜ばしい快挙であったと思います。彼らは、商品開発の部分だけでなしに、それを社会性のあるといいますか、地域の活性化にまでつなげる、そうしたアイデアとして高めて、こうした提案をしたというところに大きな価値があったと思います。3年生の卒業により、このシイタケまんじゅうの関係は、一つの区切りは迎えますけど、高校のほうでは、今後さらに製造、あるいは販売等をしていきたいというような考えもあるやに聞いております。今後、そうした郡上高校自身が製造、それから販売というのを拡大していかれる、そうした場がありましたら、我々市の行政のほうもぜひ支援をさせていただきたいと思っておりますし、さらには、もし市内の企業がこれを取り入れまして、製造、あるいは販売、流通というところまで拡大するような動きができましたときは、こちら、私どもは、何といいますか、ぜひ商品として成功する形につなげられるよう御支援をしていきたいと思っております。

今、郡上においては、民間と行政が一体となって食の王国づくりというのを一生懸命取り組んでおりますが、こうした新製品というのは本当に歓迎をいたしますし、期待をするところでございます。

(2番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 森喜人君。

○2番（森 喜人君） ぜひよろしくお願いします。

あと福祉関係、WATというのもありますし、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、この前、文教民生委員会でも私申し上げたんですが、1人実は亡くなりました。自殺をされたんですが、そうしたことも、本当に私たちが目の届かない時期といいますか、そういったときにああいった事件が起きてしまいましたので、そうしたこともぜひ郡上市のほうでも考えていただければありがたいなというふうに思っております。

二つ目の福祉についていきたいと思います。極めて複雑多岐にわたっている福祉の分野であります。素人の私が簡単に申し上げる立場ではありませんけれども、日々苦勞されております関係者の御努力がいかにばかりかとお察しを申し上げますし、そして唯一私の経験を頼りに、質問させていただきたいと思います。

その唯一の経験とは、私の父を見送ったときのことであります。父が亡くなり既にまる4年が経過をいたしますけれども、亡くなる6年前に、長男ということで私も帰郷をいたしました。両親と妻子と一緒に新たな生活をスタートさせたわけでありましてけれども、父は脳血栓を2度患いまして、1度目は何とか元気になりましたけれども、2度目はかなり体力も衰退し、寝たきりになってまいりました。何度となく入退院を繰り返しましたけれども、改善に向かうことなく、介護は大変になってまいりました。母には大変に苦勞をかけたと思っておりますし、父は自宅での介護を望み、デイサービスを利用しながら、最後を向かえました。亡くなったその日には、デイサービスセンターで体調を崩し、病院に運ばれ、その後、帰宅をしたものの、短い時間で意識がもうろうとしまして、母の声に、私や子どもたちが集まる中、力の限りの死を迎えました。その後、生前の私と母の、本人と母の希望でもあって、自宅で葬儀を行ったわけでございます。私は、子どもとして親をみとるという使命において、父においてはその務めを果たせたのかなというふうに思っておりますし、私の子どもたちにおきましても、畳の上での人の死に接することができたわけでありまして。

そこで、介護の現状ということで、非常に漠然とした質問なんでありますけれども、お尋ねをしたいと思います。2000年に介護保険が導入をされまして、これは社会全体で介護を担うということでスタートをいたしました。

私の母を見ておりましても、私の祖父、それから祖母、それからおやじと3人をずっと結婚してから介護をしまして、非常に苦勞したわけでありましてけれども、そんな姿を見て、介護保険というのは本当にありがたかったわけでありまして。そして、2006年に改正介護保険というのが導入をされまして、要介護認定1から要支援にたくさんの方が移っていったという経緯がございます。その中で、この介護というものも非常に極めて厳しい環境といいますか、そういったものを私も非常に感じて

おるわけですが、3Kと言われますけども、介護士は使い捨てでありまして、5年後、5年後すら想像ができないという仕事であるというふうにも、ある本には書いてありますし、もはやスタッフの頑張りではどうすることもできないというようなことであります。その原因としては、非常に給料が安いということです。介護、介護事業所に入る介護報酬のみで車のお金も全部やらなきゃいけないというようなことございまして、日本医師労働組合連合会の調査によりますと、介護、福祉分野の正社員の給料は、平均21万7,300円ということでありまして、4割強の方々が20万円以下の重労働を強いられているということでありまして。

産業別に見ましても、平均賃金を出してみますと、厚生労働省も賃金構造基本統計調査というものがあまして、全企業の男女合わせた合計給料です。給料の平均が33万900円と。ところが、社会保険だとかそれから社会福祉介護事業については23万9,300円というふうに1カ月で9万1,600円も差があるということが言われるわけでありまして。ですから、時間をかければよくなるといいますが、成長する若者を雇う余裕がないということでありまして、それから専門教育を受けた人が生涯勤められるだけの給与を与える制度になっていないと。資格を取る養成校すら定員割れをしているということでありまして。まさに、介護の人材が逃げていっているというのが、これ日本全体のこれが介護の状況であるということございまして、さらに団塊の世代、先ほども尾村議員から質問がありました。団塊の世代の800万人が2015年には高齢者の仲間入り、2025年には、いわゆる後期高齢者の仲間入りということで、どんどん要するに高齢者がふえていくということでありまして。そして、特別養護老人ホームも、特養です。特養につきましても、どんどん待機組はふえているわけでありまして。そうした中で、特養につきましても、非常に痴呆症の方がどんどんふえて、本当に介護の皆さんは御苦労されている現状があるということをお聞きわけでありまして。

そんな中で、2006年には小泉さんと、小泉総理と、それからフィリピンのアロヨ大統領が経済連携協定EPAというのをつくって、フィリピンから介護士とか看護師を導入する話があったんですが、これもいろんなことがあって難しかった。インドネシアのほうからも、フィリピンよりもインドネシアのほうが早く来ることになりまして、それも非常に日本の看護連盟とか、いろんな方々の反対もあって、なかなかそういったお年寄りに一生懸命尽くされるインドネシアとかフィリピンの方々が日本にとどまることができないような体制になってしまっている。そうした意味で、介護の世界というのは、もう本当ににっちもさっちもいかない現状ではないかなというふうに思っておりますけれども、郡上市においてはどんな現状があるのか、ちょっとわかる範囲で結構ですが、聞かせていただきたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 答弁は。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） ただいまの質問でありますけれども、介護の問題については、今森議

員がおっしゃったように、さまざまな課題が郡上市でもあろうというふうに思っております。確かに聞きをしますと、重労働ということは大変失礼な言い方かもしれませんが、施設で働いてみえる方が夜間、夜間も働かないかんというような現状がございまして、ローテーションを組まれるわけでありまして、通常でいいますと、我々は昼起きて夜寝るという生活ですが、それがローテーションが狂っていきますと、自分自身の体調も狂うというお話は、そういうところで働いておられる方からも聞いてはおります。しかも、若い方々が、学問という知識とか、現場での経験を踏まえて、そういう施設で働けるわけですけども、やっぱり現場へ行くと全然違うわけです、実生活の中での介護をしていくとなると、大変違って来るものですから、そういう意味で言いますと、なかなか日曜日も休めん、土曜日も休めんという現状が出てきますと、例えばともだちもできなくなる。ちょっとこれはおかしな話かもしれませんが、そういう社会生活の地域の中でもなかなかできないということでもあります。しかしながら、今の郡上市のいろんな社会福祉施設がありますけれども、郡上市の場合は偕楽園がございまして、やはりなかなか介護福祉士といえますか、そういう資格をとった人が働いていただくという方が少ないという現状で、募集も苦慮を若干しておるところもあります。ほかに、今回の介護保険の整備計画の中で、せせらぎ緑風苑が20床の増床とか、来年度もまた白鳥のほうでもそういう施設をつくっていただくわけでありまして、今のところ、募集しとる職員は全く少ないということは聞いておりませんが、やはり苦労はしてみえるのが実態であります。ですから、介護福祉士は国家の資格でありますけれども、例えばホームヘルパーの講習会を社会福祉協議会のほうでやっていただいて、そういうところでの人材をふやしていくということで、社協のほうでお願いしながら勤めているというのも現状であろうというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 森喜人君。

○2番(森喜人君) いろんな本当に苦しい現状があるわけでありまして、その現状を脱することは非常に難しいわけでありまして、何らかの知恵がないのかということでもあります。さまざまな努力や工夫を、全国を見ますと見ることができるわけでありまして、そういったところから少しでも学んでいかなければいけないというふうに思っているわけでありまして。

その中で、去年ですか、文教民生委員会で愛知県の長久手町のゴジカラ村というところを訪問してまいりました。これはもちろん民間の取り組みでありまして、かなりお金がないとできないなと思ったんですが、このことにつきましては、議会だよりも視察内容が掲載されましたし、私のブログにも掲載しております。この妙な名前なんですけど、ゴジカラ村って。これは、要するに雑木林の中に、雑木林を理想とした暮らしを標榜する共同体なんですけど、高齢者や子どもたちの施設があるわけでありまして。行ってみますと、何も目印も看板も何もないんです。ほとんどないんです。

ただあるのは、入り口付近に森の学園という、まず看護福祉の専門学校がありました。それから、足元には植え込み、多量の植木鉢、石、丸太といった、そういったものがありまして、それから、温泉があつて、この施設の中に露天風呂があるそうです。そして昭和60年にできました愛知たいよの杜という特別養護老人ホームがありまして、そこは80床の特養とショートステイ20床が併設されておりました。

それから、建物は一風変わっておりまして、見守りを考えて、介護ステーションを真ん中に置くことが多いんですが、ここはあえて端に置いて、この廊下を口の字にして、できるだけ曲がりくねって、狭く低くしていると。それは、職員から見られることが、お年寄りが嫌だということで、そういうふうにしているんだそうですけども、一方、職員には見えにくいことから、見てきなさいと、職員にどんどん促して、そして追っかけっこみたいなんですけども、やっているわけです。大概の人はついの住みかと思われるということで、この場所を病院のようなどこじゃなくて、もう一つの家と感ぜてもらえるような、そういう施設にしているということでありました。

それから、中庭には、ヤギとかいつもチャボがおつて、屋内には犬もいたということでもあります。

それから、2階の食堂は、職員食堂も兼ねておりまして、地域の方や家族、見学者も軽食がとれると。さらには、いつでもビールが飲めるというようなところでもあります。徹底しているのは、とにかくお年寄りの近くに人や物を近づけるように苦心をしていると、そういう施設をしっかりとつくっているということを言っておりました。

それから、隣の保育園の子どもたちも遊びに来ているようでありまして、普段、全く反応しないおばあさんが、子どもたちが来ると、頭をなでてにこにこ笑っていると。それを見て、息子さんが大泣きをしたと、そういった話も承ってまいりました。

そして、もりのようちえんというのがありまして、奥のほうに行きますと、すり鉢状の広場があつて、そして園に入りますと、その迫力に圧倒されます。ここではひたすら遊ぶと。ありがちな遊具もなければ、平らなところもなく、すき勝手に弁当を食べて、ログハウスの園舎に冷暖房もなく、とにかく中にはほとんど人がいない。そして、健常者のアパートも隣接されておりまして、そのゴジカラ村の中にみんなが健常者から障がいを持たれた方全部が生活をされると、そういう施設を見てまいりました。私は、そういった施設を見ながら、非常にすばらしいなというように思ったんですけども、それができるかどうかということは、もうこれは難しい話です。しかし、その発想というのは非常に大切にしなきゃいけないなということを思いました。

それから、もう一つ紹介したいのは、富山型デイというものなんです。これは富山県を発祥としておりまして、これはあくまでも県単位の仕事なんですけども、県からの補助を得てやっているわけなんですけども、これは県民の共生意識の高さ、さらに行政の支援を得て発展をしておると。1人の人物からスタートをされたんですけども、平成5年、このゆびと一まれという施設を開所、平成11年にはN

PO法人に。それから平成15年には全国の推進特区を、小泉さんのあれですが、推進特区に指定をされまして、平成12年から全国展開をしているということでもあります。これは、富山県から、今は13都道府県になりまして、長野県とか岡山県、そのほか13県です。そこにずっと広がっているわけでありまして。そのこの考え方を見ますと、今までの施設というのは、あくまでも施設を整備することに重点を置いていたと。しかし、その結果、対象者の限定がされてしまうこととか、それから集団ケアになってしまふ。それから、住みなれた地域を離れてしまうというような、そういったデメリットがある。そして、福祉施設にいたしましても、高齢者介護、それから障害者施設、保育園、そうしたものが縦割りになって、それぞれ別々になっているという今までの現状から、これからは地域密着型サービスを充実するというので、地域がともに暮らす共生重視ということを行っているわけでありまして。家族のように暮らせる第二の我が家、近所の家に遊びに行く感覚、いつでもだれでも受け入れ可能というような、そうしたもの、非常に家を施設にしまして、そこにお年寄りが来る。そして、それを介護保険でももちろんやるんですが、そしてそこに障がい者の方も来る。それから子どもたちも遊びに来る。そういう小さな家の中で一つのさっき言いましたゴジカラ村のような感覚をつくっていかうということなんです。これが富山県で今75カ所ありまして、目標は100カ所だそうなんです。そして、それを小学校単位ぐらいに一つずつつくって、そこでいわゆる福祉、福祉部で福祉サービスをしっかりしていこうというようなことを進めておられるわけでありまして。これは市だけでできないかもしれませんが、岐阜県でぜひ取り上げてほしいなと思っていますが、そうしたことの取り組みをすることによって、大きな施設だけではなくて、やっぱりしっかりとした根づいた、地に根づいたそういう活動であり、また、福祉であるということを感じずるわけでありまして。

今ある施設をしっかりと活用しながら進めていかなければいけないわけなんですけど、一番重要なことは、やっぱり人をつくることなんです。そのこのゆびと一まれということを始められた方も、実は看護師さん、もと看護師さんで、その看護師さんが、やっぱりある面、医療に疑問を感じ、やっぱりお年寄りがどんどん亡くなっていく。ただ亡くなっていくのを見ているんじゃないで、やっぱり生きた福祉をしたいということで始められたのがきっかけであるわけです。ですから、やっぱり人を育てることが非常に重要だと私は思っているんですけども、先般も私申し上げたんですが、看護学校を郡上というふうな話もしたんですけども、これも医療の面からだけではなくて、やっぱり福祉の面から、この郡上市内に、全域に福祉の輪が広がっていくためにも、私は看護学校のようなものを設立して、その医療専門者をつくっていくとか、そういうことがまず必要ではないかなというふうに思っております。

それから、NPOの育成ということで、私は社会福祉協議会というのがありますけれども、社会福祉協議会が今ほとんど福祉の関係を担っておりますが、この社会福祉協議会の使命も、今までの

ような状況ではなくて、もっとNPOを育てるとか、そういう方向に転換をしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。

それから、もう一つの提案であります、それは、これは1冊の本を読んだんですが、おやじヘルパーズです。おやじヘルパーズ、これは先ほど言っておりましたが、ホームヘルパー2級を受けたおやじたちが、60歳前後のおやじたちが集まって、大体30人ぐらいのおやじヘルパーズ、30人ぐらいの受講生がいると5人か6人おるらしいんです、おやじたちが。そういうおやじたちが、最後終わった後に酒を飲みながら、いわゆる福祉を担ってやっているんだという、アラ還世代、アラ還というのはアラウンド還暦といいまして、要するに還暦の周り、60歳の前後の人たちが、そういう福祉というものをやっぱり関心を持ってやっていこうという、そういう取り組みなわけですけども、そうしたものが必要ではないかなと私は思っているわけでございます。

いろんなことが聞かれますけども、やっぱり人を育てるということをしながら、本当に郡上市の福祉というものを変えていくということが必要ではないかなというふうに思っています。

そうした意味で、時間がありませんけども、市長さんに、そういったことを一言でも二言でも、ちょっと御答弁をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（池田喜八郎君） 時間がありませんが、時間以内でお願いします。

○市長（日置敏明君） いろいろと色々な各地の取り組みというものを御紹介をいただいて、御提言がございましたけれども、十分そうした各地域の実情を勉強いたしまして、郡上市は郡上市のやはり福祉のあり方というものを今後とも追求をしていきたいというふうに思います。

○2番（森 喜人君） どうもありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、森喜人君の質問を終了をいたします。

◇ 田 代 はつ江 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、3番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

3番 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） 田代です。最初に、東日本大震災で被災された皆様の心よりお見舞い申し上げます。連日、テレビ、新聞等で報道される被災地での状況を見るにつけ、胸が締めつけられる思いでいっぱいです。尊い命をなくされた方々の御冥福を祈るとともに、1日も早く復興されることをお祈り申し上げます。

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、まきストーブ導入についてということで、まず1番に森林に放置された間伐材の有効利用ということで質問をさせていただきます。

12月定例会において、郡上市単独事業として住宅リフォーム促進事業が承認されました。市民の住環境向上と地域活性化のため対象となる工事費の5分の1の額で30万円を上限とし補助が受けられるというものです。水洗化を目的とした工事、災害対策を目的とした工事、住宅の長寿化を目的とした工事など、何とかしたいと迷って見えた方たちには朗報であり、決断のときだと思えます。特に、新エネルギー導入に係る工事として、近年まきストーブを導入される方がふえ、それに係る改修工事にも補助が出るということで、この機会に決断する人もあるようです。森林が面積の約9割を占める郡上市においては、間伐材等が有効利用されるようなまきストーブの導入を促進することは、森林を守るため、そして放置された間伐材が谷に集積し、水害や土砂災害が起これないようにするためにも大切なことだと思えます。

ここで二つの現状があります。一つは、間伐された木を集材し、集積するにはかなりの費用がかかるため、そのまま山に放置されることがほとんどだという現状です。切り捨てられた間伐材からは、二酸化炭素の20倍もの温室効果ガスを排出すると言われるメタンガスが発生し、自然環境を破壊すると言われています。

二つ目は、まきストーブの普及によりまきの需要がふえつつある一方で、まきストーブを利用している方々が全員容易にまきを手に入れられるわけではないという現状です。すべての人が山を持っているわけでもなく、とって勝手に人の山へ入ることもできず、放置された間伐材を見ては、もったいないと思っておられるというような話もありました。幸い、この二つの現状は同時に打開でき得る問題でもあります。実際、国や自治体レベルで間伐材等をまきストーブユーザーに向けて無料配布するというイベントが行われている地域があるそうです。近いところでは、昨年、岐阜、川島の河川敷で雑木の無料配布がありました。これは、国土交通省の主催で、平日の朝9時の時点で既にトラックやワンボックスカーが20台ほど、チェーンソー持参で列をなしていたそうです。ぜひこの機会に郡上市でも間伐材や雑木等を欲しい方に提供できるような体制をとられたらいいかがでしょうか。まず1点、お願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） それでは、今の御質問でございますが、まず、メタンガスの関係でございますが、非常に今、メタンガスから発生する、木材からメタンガスが発生するということは、まだまだ解明されておらないという状況でございます。アメリカの研究所等々ではこういうことも言われております。

大気中のメタンのほとんどは生物による発酵を発生源としておると。それとまた、メタンは、一度排出されると永久に大気に残るものではないというようなことを言われておるということでございますが、やはり切り捨てられた木材からメタンガスが微量でも出るということはございます。そ

の中で、やはり今、議員が言われましたように、二酸化炭素と比べて20倍以上の温暖化の促進の効果があるということは言われてございます。それで、やはり市としてもこのまきストーブ、木材を利用するまきストーブを進めていきたいと。それがやはり温暖化に少しでも寄与していくのではないかなと思っております。

それと、放置された間伐材の提供できないかと、その件でございます。これにおいては、昨年、まきストーブフェアを行いました。このときにアンケート調査を行いました。まきストーブを使っておられる市民の方、多くの方は、自分の山から自分で調達してみえる状況でございます。それで、困ってみえる方は、やはり別荘地の方とか、市外から移住してみえた方は、まきの調達に苦慮しておるという状況でございます。やはり、その点を考えて、供給体制というのは非常に重要な課題ではないかなと思っております。

それで、議員が言われましたように、その間伐材を必要な方が搬出して使用できるような形とか、まず、公共工事等々でございます。その中の伐採木等々が提供できるようなことは、非常に理想ではないかなというふうに考えてございますが、やはり所有権等々の問題がございまして、今、非常にその辺が問題になっておるという状況でございます。

それと、もう一つの他県の取り組みでは、長野県伊那市、ここではまきの宅配サービスを行っておるということも企業がやってみえるというようなことでございます。それで、市としても、23年度にはまきの安定供給体制の確立に向けて、やはり今のまきの販売業者等団体と連携して、その辺の確立の検討をして、方向性を出していきたいというふうに考えてございます。

(3番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） はい、ありがとうございました。いずれにしましても、まだまだまきストーブを使ってみえる方は少ないと思いますけども、今後ふえることにおいても、間伐が、間伐材が山に放置されているのを見ると、宝の山を見ているようだって、そういうふうに薪が欲しい人は思われるそうですので、どうかその点のこともよろしく願いいたします。

では、ストーブに関してもう一つ、まきストーブは環境に優しいかどうかということをお聞きしたいと思います。

現在、私たちは電気やガスなどたくさんのエネルギーを使うようになりましたが、そのエネルギーの中でも最も多く使われているのが化石燃料といわれる石炭、石油、天然ガスなどを燃やしてつくられるエネルギーです。これらのエネルギーを使うことによって、危惧されているのが二酸化炭素を初めとする温室効果ガスによる地球温暖化の問題であることは御承知のとおりです。比較的クリーンなイメージの電気でも、火力発電では石炭を燃やすわけですから、二酸化炭素の排出という意味では同様です。では、新エネルギーとして注目されているまきストーブはどうでしょうか。

これも木というものを燃やすわけですから、当然二酸化炭素を排出することになると思います。樹木として成長する段階で二酸化炭素を吸収しており、燃やすときそれを排出するのだと聞きましたが、1本の木が生長するのにどの程度の二酸化炭素を吸収し、そしてそれは本当に燃料として燃やしたときにそれ以上のものを排出しないものかどうかということをお聞かせください。

○議長（池田喜八郎君） 服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） まず、樹木の関係の二酸化炭素の吸収量につきましては、特に多くの樹種の中では11年生から20年生が最も吸収するというので、1年間でヘクタール当たり杉で4.3トン吸収するというのでございます。ブナ等においては0.6トンというのでございます。それで、郡上市は非常に50年生の人工林が多いというのでございますが、杉でいいますと、1ヘクタール当たり、これは170トンの炭素を今までに貯蔵してございます。それで、二酸化炭素の吸収量としては、年間ヘクタール当たり2トンと。1本当たりが14キログラムということで、11年生から20年生に比べると2分の1ぐらいになるという状況でございます。

それで、まきストーブの使用した場合の排出、二酸化炭素の排出におきましては、一つの考え方としまして、木は、今言ったように、成長の過程で二酸化炭素を吸収しておると。その上に酸素を供給しておるといようなことがございます。それで、考え方としては、大気中に二酸化炭素の量を燃やしても、理論上はふやすということは、吸収しておるといことでないということで、これはカーボニュートラルというような考え方でございます。それで、ガソリンとか灯油等々を使うより、まきを使ったほうが、その辺、環境には優しいのではないかなというふうに思っております。

それと、もう一点は、木においては、化石燃料と違いまして、やはり食品とか天然更新によって、再生されると。また、二酸化炭素が吸収されて、固定されていくという再生可能なこともあるということをお聞かせしております。

それで、一般家庭で、石油ストーブからまきストーブに変えた場合、この場合には5年間で10トンほどの二酸化炭素が削減されるというのでございます。

それと、まきストーブ自体も燃やした場合に二酸化炭素を排出するというのもございます。ただ、最近では、2次燃焼とか、そういう非常に効率のいいものがございます。ほとんど90%は削減されるということで、年間、まきを300束使った場合、この場合に274キロの排出量があるというのでございます。こうした中で、非常に環境に優しいということで、市としてもまきストーブの普及に努めていきたいと思っております。

（3番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） はい、ありがとうございました。先ほども言いましたように、ブーム等により今後ふえていくまきストーブの導入は、これはちょっと別の問題ですけども、何年か経たとき

に、低温炭化などによる火災事故等もところどころで起きているようなお話も聞きましたので、今後はこういうことも業者と連携をしながら、安全な導入ができるようお願いしたいと思います。

では、2点目に移ります。2点目は、健康長寿応援ポイント事業についてということでお伺いをしたいと思います。

昨年の9月議会において介護支援ボランティア制度の導入について、市のお考えをお聞きしました。答弁として、この制度の生みの親である稲城市の例を挙げながら、生きがい健康づくりの生活活動に積極的に取り組まれている郡上市のようなところでは、地域でふだんできることをわざわざ制度化する必要はないということでした。近年、医療技術の進歩、生活習慣病の増加などで医療費は増加傾向にあり、国民健康保険においても保険税の財源が悲鳴を上げています。私たちにできることとして、進んで健診を受け、みずからの健康管理に努めることは大切なことですが、介護認定を受けない高齢者がみずからの力を発揮し、生き生きとした高齢期を過ごすことができるよう、応援する健康長寿応援ポイント事業を展開しているところがあります。65歳以上の方が対象で、引きこもりがちな高齢者が外に出ることにより、みずからの健康管理ができるのではないかとすることを目的に、行政がポイントカードをつくり、認定を受けた活動に参加すると、活動の種類別にポイントがたまります。いっぱいになると何かお楽しみができる仕組みです。コーヒーのチケットやランチなど、まちの活性化につなげてもいいと思います。活動の種類として、地域貢献活動、生きがい活動、その他市が実践する健康増進介護予防活動等です。具体的にゲートボール、その他高齢者のできる各種のスポーツ参加、介護施設のボランティア、夜の見回り、早朝の清掃ボランティア、学童の登下校の見守りボランティアなどです。楽しみながらこの活動はきっと元気な高齢者であふれる郡上市づくりに貢献でき、医療費の削減にもつながっていくと思いますので、前回とは少し角度を変えた視点で、柔軟な対応を御返答いただけないでしょうか。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） ただいま、田代議員さんからは、高齢者の方の生きがいでありますとか、健康づくりということが医療費の削減にもつながっていくというようなことで、今の健康長寿応援ポイント事業ということで御紹介をさせていただきましてありがとうございます。今の御紹介いただきました事業については、恐らく東京都の杉並区がやっておられる事業でないかなというふうに思っておりますけれども、多分まだ新しい事業で、平成21年ぐらいからこの事業展開がされておるといふふうに聞いております。お話がありましたように、いわゆるこの活動の内容としては、生活向上の改善や、よい社会づくりのためのいわゆる自主的な活動で、先ほどもありました清掃のボランティアでありますとか、介護予防のサポーターでありますとか、高齢者の方がそれらの活動をするいわゆる地域貢献活動というような事業で、1回これは5ポイント、ポイント制を、先ほど言いましたように、このテーマが健康長寿応援ポイントとありますので、そのポイントで言いますと、1回

5ポイントというようなことをお聞きしております。それから、老人クラブの方の文化とかスポーツ活動のいわゆる継続的な生きがい活動は1回1ポイントというようなことが決められておるみたいですし、市が主催されます健康増進でありますとか、介護予防事業に参加すると、やっぱりこれも1回1ポイントというようなことで、この制度事業が成り立っておるような気がいたします。

その1ポイントがお金に換算すると、どうも50円換算ということになって、市のほうもある程度財政措置をとりながら、そういう活動をしていただいた方に対してポイントを与えて、それが先ほどもお話ありましたように、地域の中でコーヒーチケットでありますとか、いろんなことに活性化していくという一石二鳥的などころがあるんじゃないかなというふうに思っております。

郡上市におきましても、この杉並区とは、またいろんな地理的なことも違いますけれども、こういうことをきっかけにして、高齢者の方の生きがいがありますとか、それから健康づくりがいろいろな方面でされるということは大変結構なことであろうと思いますので、ポイントを提供する、例えば商店の方々の協力でありますとか、それから市の財政のこともございますし、そういう仕組みづくりをあわせて、これからどうするかということがあろうかと思いますが、大変、今の生きがい健康づくりということは大事なことというふうに思っておりますので、ただいまいただきました提案も参考に、今後、郡上市としてもこれらのいろんな方法をまた考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） ありがとうございます。杉並のほうは大変ポイントに換算するお金も高いようですが、これ必ずしもお金でなくても、何かの機会に表彰をされるような、そういう場を設けていただいても、とにかくボランティアに参加される人が喜びを分かち合えるような、そういう活動であれば、私はいいと思いますので、例えば、極端な話、ゼロ予算の中でも結構だと思いますので、今後、こういうことも組み入れていただいて、元気な高齢者があふれる郡上市になるといいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、ふるさと郡上会の活動についてということで、お聞きをしたいと思います。

先日、虹の会主催のわくわくコンサートを開催しました。昨年来、みんなで何度も何度も相談し、ようやく方向が見えてきたのがことしの初めでした。ところが、思わぬ応援がいただけ、想像以上の充実した会になりました。わくわくコンサートとは、まさに歌とトークと映像を通して、郡上市の人が自然の魅力を楽しんでいただければいいものでした。出演してくださった3人の方は、ともに郡上が大好きというふるさとへUターンされた方でした。

郡上市では、人口減少や高齢化が急速に進んでおり、都市部との経済や地域力の格差に一層の拍車がかかっております。市では、郡上市交流移住推進協議会を官民共同で設置し、交流機会をふや

しながら、真に郡上市に愛着を持つ人々をふやし、さらには郡上市への交流、居住、移住を推進してみえます。この組織の中の郡上ふるさと会の方にお聞きしたところによりますと、昨年11月に企画された郡上暮らし拝見ツアーというイベントには20名の参加があり、参加された中の10歳の子どもさん連れの御家族が、実際に名古屋からの移住を希望されたと伺いました。地道な活動でありながら、少子高齢化に悩む郡上市にとって、市の根幹となる非常に大切な事業であると思います。現在、この事業に携わっていただいている3名の方々は、ふるさと雇用を活用した専従職員であります。23年度でその雇用期間が終了するともお聞きしました。ますます活躍が望まれるこの事業において、今後どのように人材を活用していくのかということと、ふるさと郡上会の活動と今後の展望についてお聞きしたいと思います。

また、できれば、現在の空き家登録数もあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、ふるさと郡上会といいますと、交流移住推進協議会のことを言う場合もありますが、もともとはふるさと郡上会といいますのは、郡上の御出身の方でありますとか、あるいは郡上が好きだと、こういう方に会員登録をしていただきまして、年4回、ごらんになったことがあるかと思いますが、こうした里山の袋という情報誌がありますけれども、こういうものを年4回お送りしております。また、郡上にお越しになる場合には、温泉、あるいは博物館、さらには加盟店等で特典が受けられるというふうな仕組みのふるさと会員制度ということであります。

基本は、このものをお送りする、今言いました特典を受けるということで3,000円ということになりますし、それから5,000円プラスいただきますと、特産品を、農産物等ですけど、年2回お送りをする。また、市の広報誌を毎月お送りするとなりますと1,500円というオプションがあると、こんなようなことで、現在、559名の方に会員に入っていて、この運動を行っておるところであります。

また、このふるさと郡上会の事業部という部分、その業務です。これに加えて、都市と農村との交流によりまして、郡上を元気にしようと結成をされました市内13団体からなる郡上市交流移住推進協議会というのがあります。ここの事業、あるいはさまざまなメニューがありますけれども、そういうものを担うという形で、ただいま御指摘の3名の職員の方が専従で中坪の事務所で当たっていただいております。この3名の方は、郡上市がふるさと雇用再生基金、この事業を活用しまして、この交流移住推進協議会に事業を委託して、雇用して、展開をしていただいておりますけれども、それぞれ非常にUターン、Iターンの方ですけども、マスコミ関係、あるいは映像関係、あるいは広告業界等々の御経験のある方でありまして、都市部で相当御活躍になった方でありまして、そういう方の才能をいろんな意味で生かしていただいて、事業展開を現在させて

いただいております。

22年度には、例えていいますと、コンシェルジュとっておりますけれども、いわゆる移住希望者のワンストップサービスの総合窓口です。先ほど言われました拝見ツアーで、先ほどの名古屋の方は正式に郡上市に移住になれることが決まりましたけれども、そうした運動でありますとか、あるいはさまざまなプロモーション、いわゆる郡上暮らしのためのPRということでもあります。さまざまな交流移住の専門誌にも、郡上市の交流移住がすごくいいですよというふうな記事を相当いい位置で出させていただいておりますが、そういうふうな取り組みもさせていただいております。あるいは、都市住民に対する交流機会の提供、あるいは郡上暮らしのよさを見ていただくための達人バンクの運営、あるいはさまざまな調査研究、そして空き家の調査と情報提供と、こういうふうなことをやっていただいております。また、さらに郡上市から一般財源でもちまして、委託費をお願いして事業をやってもらっておりますが、この中では、ふるさと郡上会の運営でありますとか、PR、あるいは定住促進へ向けた等々の事業も行ってもらっておるわけでもあります。しかしながら、先ほど御指摘いただきましたとおり、このふるさと雇用、再生基金事業につきましては、23年度が3年目にあたるので、この制度事業の適用が23年度で終わってくるということでもあります。同時に、その条件といたしましては、雇用の創出自立化ということが掲げられてありますので、23年度におきましては、まさにこの自立化へ向けた取り組みが現実的に迫られてくると、こういう年であります。

郡上市といたしましては、実際、今お預けをしておる業務の領域が、市場経済でどうぞと言って、料金収入等で賄われる部分ではありませんので、なかなか3名の方の雇用を自分でその食いぶちといたしますか、その給料から事業経費から、事務所の経費から、全部を賄っていくということは、なかなかこれは難しいところであるというふうな受けとめてはおります。しかし、小池会長を初めとされまして、この協議会の中でも自立化へ向けてのいろんな研究をしてくださっておりますので、そちらの自主性とそういう御努力を、我々としても尊重をしながら、一方で事業の中身が非常に郡上にとって大事なことでありますので、その点につきましては、やはり郡上市としても一定の責任を持って、同じように相談をしながら、こうした人材の方が御活躍できるというふうな環境整備といたしますか、そういうことについては努めていきたいというふうな考えております。でき得れば、こういうものが一つのビジネスモデルとして、展開ができるようなことであればいいなと願っております。

それから、最後にお問い合わせのありました空き家情報につきましては、現在はインターネット上で10件提示をしております。22年度中に、この制度をもちまして5件の制約がありました。それから、現在2件が商談中であります。残りが、今の2件と入れて8件ありまして、10件を掲載をしておるといってあります、ことは5件が実際に御利用にいただけるほうへ動いていったと

いうことであります。

また、先ほどの交流移住の協議会の中にも、メンバーの方の中には、協力をいただける業者の方がいますので、実際のその物件につきましては、その地区地区等によりまして、協力業者の皆さんと提携をしまして、物件の御紹介をいただくということにしております。ですから、10件以内の物件は、業者の方とともどもでお世話をさせていただくということになっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） ありがとうございます。移住を試みえる方が、やはり八幡の中、八幡に限らずですが、市内の空き家の中に入ろうとすると、本当に家の改装をとことんやらなければならないということで、まず下水道の問題から、それからお風呂から水周りのことからで、すごくお金がかかるということも一つの空き家をいかに活用していただくということで、一つの問題点であるというお話もお聞きしておりますので、どうか移住を試みえる方がみえましたら、そこら辺のところの配慮をお願いしたいと思います。

また、先ほど言われました郡上会にかかりませんが、この移住交流事業の話ですけども、大変、事業の中身は大切であるということをおっしゃいましたので、3人の方が今後有能な方たちですので、何らかの形でまたこういうことにかかわっていただきまして、自主的に本当にこういうことを推し進めていただけるとありがたいなということを思いました。

以上で一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で田代はつ江君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（池田喜八郎君） これで本日の日程は終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。長時間にわたり御苦労さまでございました。

(午後 3時45分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池田喜八郎

郡上市議会議員 渡辺友三

郡上市議会議員 清水敏夫

